

尹根壽と陸光祖

——中朝間の朱陸問答——

中 純 夫

はじめに

一 陸光祖とその思想

二 尹根壽とその思想

三 「朱陸論難」

おわりに

はじめに

本稿は、明宗二十一年（嘉靖四十五年、一五六六）、赴燕使として北京を訪れた尹根壽（一五三七―一六一六）が陸光祖（一五二一―一五九七）と交わした朱陸論をめぐる問答を中心に考察するものである。

中國近世においても朝鮮近世においても、朱子學は正統敎學としての地位を保持していた。ただ明代に王守仁による陽明學が登場すると、陽明學の先蹤とされる陸九淵の學問とともに、明代後半期にはいわゆる陸王學が一定の流行を示すことになる。王守仁の門人や後學を中心に陽明學派が各地に形成され、恐らくはそうした存在を支持母體として、中國では陸九淵も王守仁も文廟（孔子廟）從祀を果たしている（陸九淵は嘉靖九年、一五三〇、王守仁は萬曆十二年、一五八四）。無論、

そのことによって朱子學の正統教學としての地位が揺らぐことはなかったが、必ずしも朱子學的價值觀を唯一の絶對とはせず、一方に陸王學の盛行を許容するような思想的土壤が存在したこともまた事實であろう。

それに對して朝鮮では、朱子學を正統化し、朱子學に非ざるものを異端視し排撃する程度が、中國以上に苛烈であった。そのことは、朝鮮に傳來した陽明學が、中國における場合のように廣範に受容され多くの信奉者を輩出するには至らなかった事實、陸九淵も王守仁も朝鮮ではついに文廟從祀を果たし得なかった事實等にも、端的に反映されている。

そのような彼此の思想界の情況の相違を反映してか、赴燕使（燕行使）として中國を訪れた朝鮮人士が中國の士大夫と朱陸・朱王の是非優劣をめぐる問答を交わし、その際にはむしろ朝鮮側の人士が朱是陸非・朱是王非の立場を鮮明に打ち出している、といった事例が少なからず存在する。本稿で取り上げる尹根壽と陸光祖の問答も、そのような事例の一つである。

尹根壽は朝鮮において陸九淵や王守仁の文廟從祀の可否が議論された際、その不可を主張した人物として著明である。ただしその陸光祖との朱陸をめぐる問答の内容は、從來必ずしも注目検討されてこなかった。一方、陸光祖は萬曆年間に吏部尙書にまで至った人物であり、銓政の刷新に功績のあった人物として著名である。ただしその思想家としての側面に關しては從來、必ずしも十分な検討が爲されてこなかった。

本稿は尹根壽と陸光祖の朱陸をめぐる問答を中心に考察し、兩者の思想的立場の異同を明らかにするとともに、ひいてはそのような異同を生じた背景、當時中朝の思想界をとりまく情況の相違にまで論及したいと考える。

なお本稿では兩者の一次資料として以下のものを使用する。

○尹根壽『月汀集』正集七卷、仁祖二十五年（一六四七）跋。朝天錄、附錄、別集四卷、英祖四十九年（一七七三）識語。ソウル大學校奎閣藏本、影印標點韓國文集叢刊、第四七冊所收。

○陸光祖『陸莊簡公遺稿』九卷、崇禎二年（一六二九）序。尊經閣文庫藏。

一 陸光祖とその思想

1

陸光祖（一五二一～一五九七）、字與繩、浙江嘉興府平湖縣の人である。⁽¹⁾嘉靖二十六年、進士に登第し、濬縣（直隸大名府）知縣を皮切りに官途につく。その後、南京禮部主事を拜命するが、一旦歸郷（回籍）。後に起用されて禮部祠祭主事・禮部儀制郎中を歴任する。當時禮部尙書であつた嚴訥（嘉靖四十一年一月～四十二年三月在任）に重用され、嚴訥が吏部尙書（四十二年三月～四十四年四月在任）に轉ずると、嚴訥の意によって陸光祖も吏部に轉任し、驗封・考功・文選郎中を歴任した。

その後、太常少卿に轉任するが、直隸監察御史孫丕揚の彈劾を受けて落職閑住（嘉靖四十四年）、數年間の在野生活を経た後、隆慶六年、南京太僕少卿に起用される。

以下、南京太常寺卿（萬曆二年）、南京大理卿、丁父憂（萬曆三年）、南京大理卿（萬曆五年）、工部右侍郎、回籍（萬曆七年）、南京兵部右侍郎、吏部右侍郎（十一年冬）、南京工部尙書（十二年）、回籍（十三年）、南京刑部尙書（十五年）、南京吏部尙書（十七年）、刑部尙書（十八年五月）、吏部尙書（十九年四月）といった經歷・官歴をたどる。⁽²⁾

陸光祖の官歴は以上の通りであるが、官僚としての陸光祖のあり方を知る上で、いくつかの點について述べておきたい。一つは吏部尙書嚴訥のもとで吏部郎中の任にあつた時期である。嚴嵩が首輔（主席内閣大學士）の任にあつた時代（嘉靖二十七年十月～四十一年五月）、嚴嵩は朝廷の威服を一手に掌握し、言路は塞がれ、京官・外官の遷除遷擢、襲封贈諡の遲速與奪も全てが賄賂の多寡によって決する、という情況にあつた。⁽³⁾嚴嵩の後を襲つて首輔となつた徐階（嘉靖四十一年五月～隆慶二年七月）は、嚴嵩政權時代の腐敗の一掃、とりわけ銓政の刷新に努めた。そして首輔徐階のもとで銓政刷新に大い

に盡力したのが吏部詔書嚴訥であり、その嚴訥の信任を得て手腕を存分に發揮したのが他ならぬ陸光祖であった。吏部詔書嚴訥、吏部郎中陸光祖という體制のもと、請託奔競の風を是正し、有能者に對しては破格の擢用を行う等、銓政は一新したとされる。⁽⁴⁾

一次は張居正との關係である。周知の通り張居正は萬曆初年の十年間（隆慶六年六月～萬曆十年六月）、首輔として辣腕を揮い、また萬曆五年の奪情事件では大いに物議を醸した人物でもある。陸光祖と張居正はともに嘉靖二十六年進士であり、同年のよしみもありかねて昵懇であった。そこで張居正は陸光祖を自分の派下に引き入れようとしたが、陸光祖は決して張居正に阿諛曲從することがなかった。⁽⁵⁾ 奪情事件に際し、奪情を諫める言官を張居正は厳しく處斷したが、陸光祖は張居正に對し、そのような措置を批判する書翰を送ったという。⁽⁶⁾ 實際に陸光祖が張居正に回籍守制を勧めた書翰が残されている。⁽⁷⁾

最後に晩年の吏部尙書時代について。吏部尙書時代の陸光祖は、とりわけ野に埋もれている老成の人物の擢用に意を用いた。今後の自身の勢力基盤を強化する爲には、後進を拔擢しておく方が得策であろうが、陸光祖は我が身のためにはなくあくまでも天下國家のため、今を逃せば活用する機會のない人材の登用に意を注いだのだという。⁽⁸⁾ 吏部尙書としてのこのような態度から、陸光祖は吏部中興の士との評價を得るに至ったのである。⁽⁹⁾

2

このように官僚としては明代史に大きな足跡を残した陸光祖ではあるが、從來の思想史研究において取り上げられることはまれであった。管見の及ぶところ、唯一の專論は荒木見悟氏の「佛教居士としての陸光祖」である。⁽¹⁰⁾ 從來の思想史研究において陸光祖が必ずしも十分に注目を集めてこなかったのだとすれば、その理由は、『陸莊簡公遺稿』中にその思想的立場を示すに足る資料が極めて斷片的かつ稀少である、という資料上の制約によるところが大きいであろう。そのよう

な制約がある中で、荒木論文は『陸莊簡公遺稿』の精査は言うに及ばず、加えて士人と僧侶の雙方を含む同時代人の別集、佛教資料等も丹念に参照し、佛教居士としての陸光祖の面貌を的確明晰に描き出しており、この點に關しては筆者としても特に付け加えるべきものを持たない。本節では荒木論文によりつつ陸光祖の佛教信仰に簡單に觸れ、次節において、荒木氏が必ずしも十分に論及しておられない陸光祖と陽明學との關わりについて觸れたいと思う。

「陸光祖は年少時より佛典に沈潜してその精髓を體得しており、單に佛典の知識を話柄の具にするといった世間の連中とは全く異質であつた。」とは、曾同亨の記すところである。⁽¹¹⁾陸光祖の祖先には家屋を喜捨して寺を建てた人物が複数存在し、それらの寺は子孫によって代々護持され、陸光祖の代に至るまで荒廢することなく存続していた。⁽¹²⁾このように陸光祖は、崇佛の家系に生まれ育つた人物であつた。

陸光祖は隆慶六年、張居正に宛てた書翰の中で「經世と出世とは、自分にとっては二大事業であり、この二大事業をもに遂行することこそが、自分の誓願でもあつた。しかし近年、自分には經世の才がないと感ずるようになった。それに比して出世の念は、老いて益々篤くなるばかりである。」と述べている。⁽¹³⁾この書翰は隆慶六年五月に穆宗（隆慶帝）が崩御、六月に神宗（萬曆帝）が登極し、高拱の罷免に伴つて首輔となつたばかりの張居正に宛てて執筆されたものである。同書の述べるところによれば、落職閑住の沙汰を受けて野にあつた陸光祖を南京太僕少卿に起用したのも、恐らくは張居正の推舉によるものであつた。⁽¹⁴⁾このような文脈に徴すれば、「經世の才なく、出世の念益々篤し」という述懐には、自分は首輔の起用によく應え得る人材ではない、との謙辭のニュアンスも、多少は込められているかも知れない。⁽¹⁵⁾しかし同様の述懐は、他にも見ることができる。

萬曆元年、陸光祖は趙貞吉宛の書翰中において「貴兄は近年、經世の志と出世の念と、どちらが切實か。私は先年の大病以來、自分には經世の才もなければまたその機會もないと感じ、その志も衰えた。ただ出世の一念のみは極めて篤い。最近もいささか悟るところがあつた。ただ貴兄にお會いして叱正を請えぬことが残念である。」と述べている。⁽¹⁶⁾趙貞吉は

隆慶四年十一月に致仕するまで一年餘り、内閣大學士の任にあった人物である。この趙貞吉も佛教信奉者として著名な人物である。⁽¹⁷⁾翌萬曆二年執筆の汪道昆（號南明）宛書翰中でも陸光祖は、「貴兄と出世の縁を結び、ともに世間法の束縛を免れたいもの」との希望を記している。⁽¹⁸⁾

また曾同亨宛の書翰では、佛教を學習する階梯を懇切に教示している。それとともに曾同亨（號見臺）の郷里江西の人々は保守的で佛典に親しむことに對しては批判的であるから、私の言葉は他に漏らさぬように、と附言している點も興味深い。⁽¹⁹⁾

以上は『陸莊簡公遺稿』所收資料による素描であるが、陸光祖の名は佛教側の資料にも頻出する。

陸光祖は萬曆三高僧の憨山德清（一五四六―一六三三）、紫柏達觀（一五四三―一六〇三）、雲棲株宏（一五三五―一六一五）のいずれとも交流が有った。憨山德清は吏部尙書時代の陸光祖に書翰を送り、陸光祖が大官の身で數十年來、法門護持に盡力してきたことに對する謝意を表明している。⁽²⁰⁾紫柏達觀とその門人密藏道開が萬曆十七年、方冊大藏經の刊刻を企圖して天下に據金を募った際、陸光祖も唱道者の一人として中心的な役割を果たした。⁽²¹⁾

陸光祖は晩年に近づくにつれ、淨土門に傾斜していったとされる。⁽²²⁾當時その中心的存在であった雲棲株宏のもとには多くの士大夫が歸依したが、陸光祖もその一人であった。⁽²³⁾雲棲株宏の門人廣環莊居士が編纂した『淨土資糧全集』に序文を寄せたのは、最晩年に近い萬曆二十三年（七十五歲）である（陸光祖は萬曆二十五年、七十七歳で没する）。⁽²⁴⁾なお同序文中で陸光祖が、禪門を淨土門よりも高級であると見なす世の風潮に觸れてこれを批判し、雲棲株宏による淨土門宣揚の功績を稱えている點が注目される。⁽²⁵⁾

このように陸光祖は最晩年に至るまで佛教を篤く信奉し續けた人物であった。湛然圓澄（一五六一―一六二六）は、陸光祖の郷里である浙江一帶の佛法があまねく陸光祖の庇護を蒙ったことを特に書き留めている。⁽²⁶⁾

この節では陸光祖と陽明學の關わりについて述べる。陸光祖が隆慶六年、南京太僕少卿に起用されたことは既に述べた。南京太僕寺の衙門は滁州にあった。⁽²⁷⁾ 陸光祖が實際に滁州に赴任したのは萬曆元年正月のことである。⁽²⁸⁾ ところで南京太僕少卿とは奇しくも六十年前に王守仁が拜命赴任したポストでもあり、滁州は王守仁ゆかりの地であった。⁽²⁹⁾

最近、龍谿老先生（王畿）から書翰を頂戴した。その趣旨は益々眞率誠實であつて、自己の立場を韜晦しがちであつた以前の短所も、今はすっかりぬぐい去つておられる。そのお作りになつた「惜陰齋詩」とその序文は、弟も既に見たであろう。先生の詩の脚韻に和した拙作を書き寫して同封するので、一覽されたい。龍谿老は眞に道を體得しておられるのであつて、餘人の及ぶ所ではない。ただ世人は必ずしも先生の眞價を知り得ていないのだ。先生との一別以來、先生を敬仰する氣持ちは日々に募るばかりである。この滁州は他でもない、かの陽明先生（王守仁）が最初に講學された地なのであつて、その祠堂も現存する。今、漸菴公（李世達）とはかり、龍谿老先生に懇請して滁州にお越しいただき、大いに滁州の人士を興起していただきたいと念願している。果たして實際に來て頂けるであらうか。

〔陸莊簡公遺稿〕卷五 23 「與四弟家書」

これは陸光祖が末弟陸光宅（字與中、號雲臺、一五三五—一五八〇）に宛てた書翰である。文中には陸光祖の王畿に對する並々ならぬ傾倒敬仰ぶりが示されている。陸光祖が王畿といつ頃から交流を始めたかは不詳である。但し、生來放縱不羈であつて弟光宅の將來を憂えた陸光祖が光宅を伴つて王畿を訪れ、その教導を依頼していること、王畿の教導によつて光宅は面目を一新し、その後は王畿に師事するようになったこと、⁽³⁰⁾ さらにその後、陸光宅は郷里の平湖縣（嘉興府）に天心精舍・尊師閣を建てて四方の同志を集め、王畿を招いて學を講じたこと、⁽³¹⁾ この天心精舍における講學が隆慶元年に開催されていること、⁽³²⁾ 等から考えて、陸光祖と王畿の交流も少なくとも隆慶元年以前に溯ることは確實である。

陸光祖とともに王畿の招聘を企画した李世達（號漸菴）は、當時南京太僕卿の任にあった。⁽³³⁾ 因みに當時の陸光祖は、滁州が幽玄閑暇の地であり、かつ直屬の上司が李世達であることを、自分にとつての二大快事であると述懐している。⁽³⁴⁾

この時の王畿の招聘は陸光祖や李世達の希望通り、實現した。

肅肅章縫集此祠 儒者達は嚴かにこの祠に集う

巖巖維石動吾思 積み重ねられた石を仰ぎ見るように私は先師に思いをはせる⁽³⁵⁾

從官舊署嗟生晚 奇しくも先師の舊署に赴任し、生まれるのが晩すぎたことを嘆く

枉駕高賢喜及期 しかし賢者の來訪を得て、それに間にあつたことを喜ぶ

〔陸莊簡公遺稿〕卷九40「和王龍谿先生韻」冒頭

第四句の「枉駕高賢」は言うまでもなく王畿の來訪を指す。またこの詩に附された「附王龍谿原倡」の冒頭にも「瓣香此日拜新祠」の句があり、王畿が滁州を訪れて王守仁の祠堂に拜謁したことが示されている。萬曆元年における王畿の滁州訪問は、王畿側の資料によっても裏付けをとることができる。⁽³⁶⁾

なお王畿から送付されたという「惜陰齋詩」は、王畿の文集中にも收録されている。⁽³⁷⁾ そしてこれに和した陸光祖の詩が「寄題王龍谿惜陰齋用陶韻」〔陸莊簡公遺稿〕卷九43である。ここではその詩に附された識語の一部を引用しておきたい。

王龍谿先生は陶淵明の詩中にある「惜陰」の文字を取ってその書齋に名付け、その趣旨を述べて記したものを書き寫して滁州の私のもとに送って寄こされた。……そこで私も陶淵明詩の韻を用いて先生の「惜陰齋詩」の題に寄せるとともに、先生の詩を滁州の陽明祠堂に刻んだのである。思うに陽明先生は龍場から戻られて講學活動を始められた、その最初の地が他ならぬこの滁州なのである。時に先生は南京太僕少卿であつた。陽明先生の學問は、龍谿がその眞を得ており、學ぶ者はお二人を「兩王先生」と稱している。私は不肖の身で陽明先生と同じ官職を拜命し、さらにはかたじけなくも龍谿先生は私を輕んずることもなく、道において心を同じくすることを得たのである。そこでその事

柄を傳えて滁州の人士に告げることとする。⁽³⁸⁾

王守仁は正徳元年、宦官劉瑾の怒りに觸れて貴州龍場驛丞への左遷處分を受け、同三年、龍場に赴任、その後許されて廬陵縣知縣、南京刑部主事（ともに五年）、吏部主事、吏部員外郎（ともに六年）、吏部郎中（七年）を歴任、七年十二月に南京太僕少卿を拜命、八年十月に滁州に赴任した。⁽³⁹⁾ 滁州は景勝の地であり南京太僕少卿の務めも閑暇に恵まれるものであったため、王守仁は諸生と逍遙しかつ答問するという日々を過ごし、王守仁の門人が増え始めたのもこの滁州時代からであったといふ。⁽⁴⁰⁾

因みに陸光祖は同じく萬曆元年、滁州陽明書院の修復にも盡力してゐる。書院の荒廢ぶりを憂慮した陸光祖は、時に浙江巡按御史であり南直提督學政を兼務していた謝廷傑と書院修復を協議、謝廷傑は官費を割いて田五十畝を工面し、そこから上がる収益を書院修復の基金とした。陸光祖はさらに王敬所にも同事業への協力を要請している。⁽⁴¹⁾ 謝廷傑は前年の隆慶六年、『王文成公全書』を刊行した人物であり、萬曆元年五月には王守仁の文廟從祀を請願する上疏を行っている。⁽⁴²⁾ 『王文成公全書』刊行も、王守仁文廟從祀實現に向けての一布石であつたと考えられる。⁽⁴³⁾

王畿と陸光祖は萬曆八年（庚辰）にも對面し、問答を交わしている。⁽⁴⁴⁾ この時の問答において陸光祖は、生死の理を了解し大超脱を得るためには、致良知によるのではなく公案の參究（「看話頭」）にこそよるべきである、と王畿に迫つた。これに對して王畿は、致良知を捨ておいて公案の參究に取り組めというのは、そもそも良知に對する信が未だ確立していないからに他ならない、貴公には儒よりもむしろ佛に重きを置く傾向があるが、貴公も儒者である以上、良知の宗旨を究めることをこそ心がけるべきだ、と反論している。⁽⁴⁵⁾ 晩年にさしかかった陸光祖が、王守仁や王畿に對する敬仰の念を抱きつつも、益々佛學に傾斜しつつあつた情況を物語つていゝと言へるだろう。

二 尹根壽とその思想

1

尹根壽（一五三七―一六一六）、字は子固、號は月汀、本貫は慶尙道善山府海平縣である。⁽⁴⁶⁾ 明宗十三年（嘉靖三十七、一五五八、二十二歲）の文科登第。成均館大司成（正三品、三十六歲）、吏曹參判（從二品、四十七歲）、禮曹判書（正二品、五十四歲）等を経て、議政府左贊成（從一品、五十九歲）にまで至っている。因みに尹根壽の兄尹斗壽（一五三三―一六〇一、字子仰、號梧陰）も議政府領議政（正一品）にまで至った大官である。またこの尹斗壽の五世の子孫に、初期江華學派の一員であり書藝家としても著名な尹淳（一六八〇―一七四二）を輩出している。

尹根壽に關する事績のうちでも特に注目すべきは、（一）生涯に四度、赴燕使として中國に赴いていること、（二）「文廟從祀議」を奉つて陸九淵や王守仁の文廟從祀に斷固反對したこと、である。後者は尹根壽の思想的立場と密接に關わる問題であり、次節で觸れることにしたい。この節では前者の問題を取り上げる。

因みに尹根壽は禮に習熟し、かつ中國語にも堪能であつたため、中國からの使者が朝鮮を訪れた際、しばしばその應對を任されたといふ。⁽⁴⁷⁾ 通譯を介することなく中國人と中國語で會話を交わしたことに對しては、自身もしばしば述懐している。⁽⁴⁸⁾ 尹根壽が生涯に四度も燕行使の選に當つた背景には、その語學力を含めた交渉能力に對する高い評價があつたのかも知れない。

以下、尹根壽の四度の赴燕について、簡単に整理しておく。

（一）明宗二十一年丙寅（嘉靖四十五、一五六六、三十歲）聖節使、書狀官。

尹根壽が同年、書狀官として赴燕したこと、時の正使が朴啓賢（灌園）であつたことは、自身の述懐によつて確認をと

ることができる。⁽⁴⁹⁾ 聖節使とは天子の生日（聖節）を祝賀することを目的として派遣される使節であり、世宗嘉靖帝の生日は八月十日である。正使朴啓賢らの歸朝は同年十月であることが確認できる。⁽⁵⁰⁾

なお尹根壽が陸光祖と對面して朱陸の異同をめぐる問答を交わすのは、この赴燕時のことであつた。この點については章を改めて觸れる。

（2）宣祖六年癸酉（萬曆元年、一五七三、三十七歲）奏請使、副使。

正使李後白、副使尹根壽、書狀官は尹卓然である。⁽⁵¹⁾ 一行の奏請の目的は、祖宗の出自系譜にまつわる誣妄を訂正することにあつた。⁽⁵²⁾ ここに言う祖宗の系譜にまつわる誣妄とは、太祖李成桂は李仁任の子であり、その李仁任は高麗王氏を弑逆した、との内容が明の太祖朱元璋の祖訓（『皇明祖訓』）中に明記されており、かつその内容が『大明會典』中にも記載されている、という事實を指している。⁽⁵³⁾

李成桂を李仁任の子とする中國側の誤認は、つとに太祖三年（洪武二十七年、一三九四）には朝鮮側の知る所となり、太祖李成桂自身、その事實誤認たることを訴えた奏本を撰述し、歸國する欽差内使黃永奇に託した。⁽⁵⁴⁾ さらに太宗は、朱元璋の祖訓中に上記誤謬がなお踏襲記載されていることを知るに及び、太宗三年（永樂元年、一四〇三）、謝恩使の一行に「宗系辯明奏本」を託し、記録の改正を奏請している。⁽⁵⁵⁾

その後、正徳年間、嘉靖年間にも朝鮮側から改正の申し入れが爲され、そのつど中國側はこの申し入れを嘉納した模様である。特に中國に『大明會典』重修改訂の計畫があるとの情報を得ると、朝鮮側は『會典』における記載内容の改正を重ねて申し入れている。⁽⁵⁶⁾

従つて今回の李後白らの奏請にあつても、宗系・弑逆に關する中國側の事實誤認の訂正という問題自体は、すでにひとまず解決済みのこととした上で、それを續修中の『大明會典』中に明記させることこそが、最大の目的であつた。歸朝した李後白らがもたらした禮部尙書陸樹聲らの覆題の内容は、①李成桂は李仁任の子ではないこと、②李成桂は推戴されて

朝鮮國王になったのであって高麗國王弒逆には關與してないこと、③祖訓の記述は一時の傳聞にもとづくものに過ぎないこと、等を認めた上で、④朝鮮側からこれまでに爲された辯明の内容を『世宗實錄』中に記載し、⑤續修中の『會典』にもこの件に關する記述を増入する、というものであった。⁽⁵⁷⁾この内容に徴すれば、李俊白らの奏請の目的はおおむね達せられたと評すべきであろう。

(3) 宣祖二十二年己丑(萬曆十七年、一五八九、五十三歲) 聖節使兼奏請使、正使。

赴燕の目的は、神宗の聖節(八月十七日)を祝賀することに加えて、重修成った『大明會典』、いわゆる『萬曆會典』の下賜を得てこれを朝鮮に持ち歸ることにあつた。『萬曆會典』は萬曆十五年(宣祖二十年、一五八七)一月に完成し、同年六月には天下に頒布すべく禮部にその刊刻が命じられていた。⁽⁵⁸⁾その『會典』の下賜を奏請するのは言うまでもなく、宗系・弒逆に係る誣妄の訂正が重修『會典』中において確かに爲されていることを確認し、以て祖宗以來の冤罪を晴らし恥辱を雪ぐためであつた。

この度の奏請に對して、神宗は特に内閣祕史に掲載された朝鮮國世系の正本を示すとともに『萬曆會典』全冊を朝鮮に下賜した。⁽⁵⁹⁾これによって朝鮮は祖宗二百年來の汚辱を雪ぐことを得たわけである。これには奏請正使尹根壽の堂々とした應對ぶりに因る所が大きかつたという。⁽⁶⁰⁾なお『萬曆會典』ではなくだんの「祖訓」掲載條下に改正の經緯及び李成桂の正しい世系譜が記されている。⁽⁶¹⁾

因みにこの年の赴燕に際して執筆された燕行録である「朝天錄」が『月汀集』に收録されている。⁽⁶²⁾同書はまた『燕行錄全集』(林基中編、全一〇〇冊、東國大學校出版部)第四冊にも收録されている。

(4) 宣祖二十七年甲午(萬曆二十二年、一五九四、五十八歲) 奏請使、正使。

正使尹根壽、副使崔崑、書狀官申欽、奏請の目的は兵糧の支援と王世子の冊封であつた。⁽⁶³⁾當時は壬辰倭亂(宣祖二十五年壬辰、萬曆二十年、文祿元年、一五九二)から丁酉再亂(宣祖三十年丁酉、萬曆二十五年、慶長二年、一五九七)に至る兵禍のた

だ中にあった。兵糧の依頼は、もとより倭亂に備えるためであった。

また王世子冊封の奏請とは、既に朝鮮國內にあつては王世子として冊立されている光海君に對して、中國から正式の冊封を賜ふことであつた。宣祖二十五年、宣祖は次子光海君璿を王世子に冊立している。⁽⁶⁴⁾

尹根壽の歸朝は翌宣祖二十八年三月であるが、それに先だつて同一月、尹根壽から冊封の奏請が許可されなかつた旨の書狀が朝鮮側にもたらされている。⁽⁶⁶⁾光海君の王世子冊封奏請はその後も繰り返し爲されるが、ついには中國皇帝の裁可得るには至らなかつた。⁽⁶⁷⁾明側が一貫して奏請を認めなかつたのは、長子臨海君肆をさしおいて次子光海君璿を王世子に冊封することは長幼の序を亂し禮にもとる事柄である、との理由による。⁽⁶⁸⁾

結局宣祖の崩御に伴つて光海君が即位し（宣祖四十一年＝光海君即年＝萬曆三十六年二月）、⁽⁶⁹⁾明側は同年十一月になつて光海君を朝鮮國王に冊封している。⁽⁷⁰⁾

なお當時、實は中國においても立太子問題は國論を搖るがす一大懸案事項であつた。神宗には恭妃王氏の産んだ皇長子常洛（萬曆十年八月生、後の光宗）がいたが、その後、寵愛する鄭貴妃が皇三子常洵（萬曆十四年正月生、後の福王）を産むと、神宗は王恭妃をさしおいて鄭貴妃を皇貴妃に封じた。そこで、神宗は皇三子を皇太子に冊立するつもりではないか、という疑惑が生ずることになる。ために言官は繰り返し皇長子の皇太子冊立を神宗に進言するが、神宗は或いは言官を彈壓し或いは結論を先送りにするといった態度を取り續けた。こうして萬曆十年代から二十年代にかけて、立太子問題（國本、建儲）は當時における最大の政治課題であつた。神宗が常洛を皇太子に冊立したのは、漸く萬曆二十九年十月（時に常洛二十歳）に至つてのことである。⁽⁷¹⁾

このような情況下、朝鮮國王が長子ではなく次子の王世子冊封を奏請することは、中國における時論に觸れる極めてデリケートな問題でもあつた。中國側（神宗自身というよりもむしろ禮部）が光海君の冊封を遂に最後まで認めなかつた背景には、このような問題も横たわつていたのである。⁽⁷²⁾

申欽「神道碑銘」によれば、尹根壽は年少の頃から性理學關係の書に親しみ、周敦頤の『通書』『太極圖說』、邵雍の『皇極經世書』、張載の『東銘』『西銘』等に精通した。また李滉や曹植のもとを訪れて朱陸の同異を論じ、その印可を得た。さらに成渾や李珥とも交わり、莫逆の友となった、という。⁽⁷³⁾ 李滉や李珥との交遊に關しては尹根壽自身にも言及がある。⁽⁷⁴⁾ 年少時におけるこれらの讀書傾向や師承・交友關係は、晩年に至るまで一貫して堅持された、尹根壽における朱子學尊崇の立場を豫見させるものである。初めての赴燕時（三十歳）に陸光祖との間で交わされた朱陸問答（『月汀集』別集、卷一「朱陸論難」）は、その端的な表れである（次章參照）。そして六十五歳の時の「文廟從祀議」を見れば、その朱是陸非、朱是王非の立場は尹根壽の生涯を通して終始一貫していたことがわかる。「文廟從祀議」やその經緯・背景に關しては舊稿において既に論及したので、ここでは簡単に觸れるにとどめておく。⁽⁷⁵⁾

丁酉倭亂（慶長の役）に際して經略朝鮮として朝鮮に滞在していた萬世德は、宣祖三十三年三月、成均館文廟を訪れた。孔子の稱號が「大成至聖文宣王」であるのを見とがめた萬世德は、今の現行制度に倣ってこれを「至聖先師」と改めるよう、朝鮮側に指示した。⁽⁷⁶⁾ 翌年正月、萬世德はさらに咨文により、成均館文廟の改正すべき點を指摘してきた。その主な内容は①孔子の王號を師號に改正せよ、②啓聖公祠を設けて叔梁紇・顏無繇・曾點・孔鯉・孟孫を配享せよ、③兩廡七十二賢を從祀せよ、④胡居仁、陳獻章、王守仁、薛瑄の四賢を從祀せよ、というものである。⁽⁷⁷⁾ これに對して朝鮮側は、王號から師號への改正には應ずる、啓聖祠の設置についてはこれを妥當としながらも實施は先送り、四賢從祀については大臣の議に附してなお慎重に協議する、という對應を採った。⁽⁷⁸⁾ 『月汀集』卷四「文廟從祀議」は恐らく、この際に執筆されたものである。尹根壽は時に議政府左贊成（從一品）の要職にあった。

「文廟從祀議」の内容は、四賢の從祀問題にとどまらず、嘉靖九年（一五三〇）の禮制改革によって文廟から罷黜・降

格された人物や新たに從祀された人物、そして同じく嘉靖九年に薛侃の上請によって文廟從祀を果たした陸九淵についても、その當否が論及されている。うち陸九淵の從祀については、朱子學尊崇の立場からこれを明確に批判している。⁽⁷⁹⁾

王守仁の文廟從祀に關しても、尹根壽は明確に反對の立場を採った。「王守仁は敢えて朱子を楊朱・墨翟になぞらえた人物である。およそ朱子を尊崇する程の者であるならば、聲を大にして斥けるべき存在である。それをどうして從祀の列に加えることができるか。」⁽⁸⁰⁾

執筆時期は未詳であるが、尹根壽は張維宛書翰の中でも陸王學批判を展開している。

あなたは陽明（王守仁）に對して、その説が高遠であることを大いに喜び、「誠に諸儒の見解をはるかに抜きん出ており、かつ自得する所が多い」と述べている。そして既に陽明の全集を入手し、これを信奉してやまないのである。そもそも象山（陸九淵）は晦庵（朱熹）をそしり斥けた人物でありながら、しかも孔子廟の兩廡に朱熹と並んで從祀されている。論ずる者はそのことをさえ、水陸が並列するようなものだとして心を痛めているのである。ましてや陽明はいえ、（朱子學に倅るその程度は）象山を上回ることで数倍どころの段ではないのだ。その「答徐司成書」においては、朱子を楊朱墨翟になぞらえさせているのだ。（『月汀集』卷五「答張翰林維書」）

この張維（一五八七—一六三八、字持國、號谿谷）は、鄭寅普によって陽明學派の第一類（陽明學派とすることに疑問の餘地のない人々）に分類されている人物である。⁽⁸¹⁾「中國の學術は禪學・道教・程朱學から陸學に至るまで多岐にわたるが、わが朝鮮の學問は程朱學一邊倒である。しかもそれは、程朱學を尊重する世間の風潮に皆が無批判になびいただけの結果に過ぎない。我國には眞の學問者は存在しない。」とは、張維が朝鮮學術界の現況を痛烈に批判した著名な言葉である。⁽⁸²⁾そのような張維に對して尹根壽は、あくまでも朱子學を正統とする立場に立って、その王學に對する信奉を厳しく非難するのである。

後に徐即登なる人物が福建提學になると、各縣學の孔子廟に「學術を以て天下後世を誤らせた」云々と、陽明の罪を

大書した。その全文は記憶しないが、大意はこの類のものであった。陽明の從祀を議論した際に、南人は皆陽明に加擔し、北人は皆陽明を退けた。ただ南人の議論が強勢であったために取えて陽明を從祀したわけだが、それは一世の公論ではなかったものであって、今に至るまでこれを痛恨事とする士論は多いのだ。これを要するに、陽明は既に朱子に對して異を唱えている。後に學ぶ者は伊川の所謂「佛氏の言は、淫聲美色の如く見なしてこれを遠ざけるべきである」⁽⁸³⁾という言葉を範とすべきなのであって、その新奇さを喜んでこれに惑溺するようなことがあってはならないのだ。

(同上)

徐即登の逸話及び南人北人云々は「文廟從祀議」にも見えている。王守仁文廟從祀に賛成する立場を採った人士が江南出身者に多かったというのは、ある程度史實を反映していると思われる。⁽⁸⁴⁾要するに王守仁の文廟從祀決定は天下公共の論に根ざしたものではない以上、たとえそれが皇朝の現行制度ではあっても、必ずしも我々朝鮮がこれに従う必要はない、という趣旨である。なお徐即登(字獻和、又字德俊、號匡樂、一五四五―一六二二)⁽⁸⁵⁾は江西南昌府豐城縣の人で、萬曆十一年(一五八三)の進士。同郷の李材(字孟誠、號見羅、一五二九―一六〇七)の門下である。⁽⁸⁶⁾尹根壽自身、「記徐即登排陸學語」なる一文を記し、徐即登の略歴及びその「排陸學語」を引用している。⁽⁸⁷⁾李材は陽明學の弊害を是正しようとした人物であるとされているから、その門下から陽明學批判者を輩出したとしても、あながち不思議ではないだろう。⁽⁸⁸⁾ただし一次資料の不足により、今のところ徐即登の思想的立場について明確な判斷は下し得ない。

その他、赴燕する趙存性のために執筆された文章中にも、その陽明學批判に關わる言葉を見出すことができる。この文章は光海君四年(一六二二、尹根壽七十六歲)の執筆と思われる。⁽⁸⁹⁾

講學について言えば、致良知を説いた陽明が文廟に從祀されている。してみれば(皇朝において、王守仁の學術の正統性・正當性に關しては)異論の餘地はないはずであろう。それなのに、聞けば「王守仁は學術を以て天下後世を殺す者である」と斷じ、峻嚴にこれを批判した人物がいるというのは、一體どうしたわけだろう。今、天下は朱夫子を尊尚

している。もしも（今の皇朝において）博文と約禮とが具備し、實踐工夫に優れ、世人がこぞって師表として仰ぎ、これに歸服しているような人物がいるならば、どうかその著述を入手して持ち歸つてきて欲しい。もしもその緒論を見して、得る所があるようならば、それはこの私の平生にとつての一大快事ではあるまいか。（『月汀集』卷五「奉送趙僉樞存性如京序」）

右文中において、「學術を以て天下後世を殺す者」という表現で王守仁を斷罪した皇朝の人物とは、言うまでもなく徐即登を指す。尹根壽の立場はもとより徐即登に與するものであった。

このように、朱子學を是として陸王學を批判する立場は、尹根壽の生涯を通して一貫したものであった。⁽⁹⁰⁾

三 「朱陸論難」

1

『月汀集』別集、卷一「朱陸論難」は以下の書翰によって構成されている。

- ①「與陸學正光祖問答」②「與陸學正書」③「附陸學正答書」④「答陸學正書」⑤「附陸學正書」⑥「又答陸學正書」⑦「與陸學正問目附答」⑧「答陸學正問目」

また附録として卷末に以下の三資料を收録する。

- ⑨「退溪先生答柳而見書」⑩「柳眉巖日錄戊辰五月二十日」⑪魚有鳳「跋」

うち、「崇禎再己未建丑既望（英祖十五、乾隆四、一七三九年己未十二月十五日）」の紀年を持つ魚有鳳（一六七二～一七四四）の「跋」には以下の記述がある。

右は月汀先生尹公が赴燕した際、國子學正の陸光祖公と朱陸の異同について論辯したものである。思うに皇朝の學術

は王陽明・陳白沙以來、専ら陸氏を主とし、好き勝手にでたため偏頗な説を主張し、しかも一世の學士・士大夫は靡くが如くこれに従い、ために天下がほとんど一變する程であった。それに對して我が盛朝はと言えば、名儒が蔚然として次々に出現し、その講究唱導するところは、ひとえに我が考亭夫子をその宗旨としている。してみれば斯道の正脈は今や、まことにこちらの側（我が朝鮮）にこそ在るのだ。しかしながら（月汀先生が赴燕した）その當時の諸老先生は、邪説の横行によつて中華が滅亡していることを深く憂慮慨嘆しながらも、聲を上げて邪説を斥ける術がなかったのである。そうした中であつて、ただ月汀公のみが、ちつぽけな偏邦からの使者の身でありながら、敢えて天朝の大人と抗爭痛論し、奮然として狂瀾を挽回して學術の眞源に立ち返ろうとされた。その志は何と偉大ではあるまいか。（『月汀集』別集、卷一「朱陸論難」魚有鳳跋）

中國において陸王學が隆盛を極めている今この時にあたつて、我が朝鮮では朱子學を正道として獨りこれを固守している。してみれば現下の中國にあつては中華の實質は既に滅んでおり、斯道は我が朝鮮においてこそその命脈を保っているのだ。——「吾道正脈、實在於斯。」とはそのような小中華としての自負を鮮明に打ちだした言辭に他ならない。魚有鳳がこの文章を執筆した時點では既にして明清交替（いわゆる華夷變態）を経ており、當時の中國は「夷狄」（滿洲族）の支配下にあつた。魚有鳳の念頭にその事實が存在したことは論を待たないであろうが、このような小中華意識（中國に對する優越感と自國の文化に對する自負の念）は恐らく、明清交替を待つまでもなく多くの朝鮮人士において既にして抱かれているものであつた。⁽⁹¹⁾

魚有鳳の跋文を含めて「朱陸論難」には、陸光祖との問答が尹根壽の四回の赴燕のうちのどの回の際のものなのかを明示する記述がない。ただ「漫錄」における自身の述懐により、それが明宗二十一年（嘉靖四十五、一五六六）丙寅、尹根壽にとって最初の赴燕時における出來事であつたことがわかる。⁽⁹²⁾時に尹根壽は三十歳、陸光祖は四十六歳である。

また、徐敬德（號花潭、一四八九—一五四六）の「年譜」によつても、尹根壽と陸光祖の問答の交わされたのが明宗二十

一年であつたことが確認できる。「年譜」同年の記載によれば、「朝鮮において孔孟の心法・箕子の教えをよく繼承し得ている者は誰か。」との陸光祖の問いに對して、尹根壽は徐敬德・金宏弼（號寒暄、一四五四～一五〇四）・趙光祖（號靜庵、一四八二～一五一九）の名を擧げて答えたという。⁽⁹³⁾なお「年譜」が言及する問答は、「朱陸論難」⑧「答陸學正問目」の内容を指したものであらう。⁽⁹⁴⁾

なお國子監學正（正九品）という陸光祖の肩書きは本來、問答の交わされた時期を特定する上で有力な手がかりになり得るはずである。しかしながら『明史』卷三四の本傳をはじめとする陸光祖の諸傳記資料中には、陸光祖が國子監學正を務めたという記事は檢出されない。既に觸れたように陸光祖は、太常少卿（正四品）の任にあつた嘉靖四十四年、直隸監察御史孫不揚の彈劾によつて落職閑住し、隆慶六年、南京太僕少卿（正四品）に起用されるまで、野に下つていた。⁽⁹⁵⁾從つて尹根壽と對面した嘉靖四十五年當時の陸光祖は無官であつたはずだ。異邦人の、しかも二度と再び對面するはずもない人士に對して、落職閑住の沙汰を受けた身であることをわざわざ正直に伝える必要もなかつたはずだ。國子監學正とは、陸光祖が自身の經歷を韜晦し、適當に詐稱した官職名であつたと考えておきたい。⁽⁹⁶⁾

因みに陸光祖の側には、尹根壽との交流の迹を示す資料は皆無である。陸光祖の没後、その書庫が火災に遭い、藏書や著書の多くが消失したという。⁽⁹⁷⁾現存の『陸莊簡公遺稿』には、例えばその「尺牘」（卷五卷六）も、隆慶六年～萬曆五年の執筆分しか收録されていない。假にそれ以前の分が有れば、或いは尹根壽への言及が爲されている可能性もあるだろうし、またそれ以降の分が傳存していれば、例えば張居正による書院廢毀の沙汰（萬曆七年一月）に對して陸光祖がどのような感懷を抱いていたかも知り得たかも知れない。その點は甚だ遺憾である。

2

「朱陸論難」を構成する上記①～⑧のうち、朱陸ないし朱王の異同に關わる内容を備えるのは實質上⑥までであり、そ

の中でも①②③の三通が量的質的に特に重要である。以下、この三通を中心にその内容を検討していきたい（以下に紹介する内容は原文の逐語譯ではなく、大意を取ったものである）。

なお「伏承專件辱復、敬悉雅意、爲感實深。」（④冒頭）「前日面論鄙說、未可送來耶。」（⑤冒頭）「屢蒙專件眷惠、手翰還答。感慙悚。出入有礙、不得再承面誨。」（⑥冒頭）といった記載から、兩者の問答は直接對面して交わされる場合（「面論」「面誨」と使者（伴）を介して書翰の往還を通して交わされる場合との兩方があったことがわかる）。

①「與陸學正光祖問答」

全體が四節から成り、各節ごとに尹根壽の問いとそれに對する陸光祖の答えとが記錄されている。

第一節 尹根壽は「朱熹——眞德秀（西山）——許衡（魯齋）——薛瑄（敬軒）——胡居仁（敬齋）」及び「陸九淵——吳澄（草廬）——陳獻章（白沙）——王守仁（陽明）」という道學における二派を提示した上で、現今の中國においては、朱子學と陸學のどちらが重んじられているのか、と尋ねる。これに對して陸光祖は、「道學とは人心に他ならない。後世の學術が不明になったのは、心外に道を求めたからである。朱子學は支離に失しているのに比して、陸學は簡易直截であり、これこそが眞に孟子の傳を繼承する者である。そして我が朝の王陽明先生は致良知の口訣を提唱し、陸象山以降、第一等の人物である。陸王學こそが堯舜相傳の嫡脈であつて、これにはずれるものは外道異端である。」と述べている。このように陸光祖は問答の冒頭から、陸王學に與する立場を鮮明に打ちだしている。

第二節 尹根壽は「道學とは人心に他ならない」との先の陸光祖の語が承服できず、それは先儒の所謂「釋氏本心」の説と同斷ではないか、と批判する。陸光祖は以下のように應ずる。「人心と道心は二物ではない。人心卽道心である。この心が道に他ならない。釋氏本心の説も、必ずしも誤りではない。ただ釋氏は人倫を遺棄し治國平天下を擔い得ないので、聖人がこれを斥けたに過ぎない。人が眞に本心を得さえすれば、それが道であり學である。」

「釋氏本心」とは「聖人本天」と對舉して語られた程頤（號伊川）の語であり、この場合の天は天理と同義である。⁽⁹⁸⁾ 天理という確固たる準則に依據せず、自己の心のみを據り所にしようとする、その安易な自己肯定が、程朱理學の立場から批判されるわけである。⁽⁹⁹⁾

陸光祖は經世濟民を本領とする儒家の立場から、釋氏の遺棄人倫を批判するものの、「心」を重んずる釋氏の人間觀そのものに對しては、むしろ肯定的である。⁽¹⁰⁰⁾ 尹根壽と陸光祖の見解の相違は、理學と心學の對立、という構圖で把握することができらるだろう。

なお「人心即道心」は、王守仁の立場を踏襲するものでもある。「人心」「道心」を峻別する朱熹に對して、王守仁は兩者の不二體を主張している。⁽¹⁰¹⁾

第三節 尹根壽「性即理こそが萬世爲學の宗旨である。もしも人心を依據すべき準則とするならば、その學問はでたためて狂氣じみたものとなり、聖門に罪を得ることを免れない。陽明致良知の學は、一心に重きを置くものであって、聖人本天の學とは大いに懸隔がある。まさしく禪に他ならない。」陸光祖「我々の爲學は、我が本心を默識することにある。本心を默識領悟しさえすれば、是非を識別でき、是を行ひ非を去ることができる。これこそが窮理の學である。窮理とは、我が心の理を窮めることに他ならない。本心を捨て置いて理を外に求めるならば、求めれば求めるほど理から遠ざかってしまう。でたためて狂氣じみたものになるのも、本心を失ったからに他ならない。」

ここで陸光祖は朱子學の學問方法論である即物窮理を明確に否定し、窮理を「窮吾心之理」の意味に解釋している。これもまた王守仁の立場を踏襲するものである。⁽¹⁰²⁾

第四節 尹根壽は、陸光祖の見解が自分たち程朱學の立場とは全く相容れないものであって、倉卒の間に理解し合うことは不可能であると判断したのか、いったん朱陸異同、朱王異同をめぐる議論は打ち切り、話題を他に轉じてしまう。⁽¹⁰³⁾

②「與陸學正書」③「附陸學正答書」

②は尹根壽の陸光祖宛書翰、③はそれに對する陸光祖の答書である。②の本文自體には分節は全く施されていないが、③は②の内容を全部で七節に區切り、それぞれの節に對する陸光祖の答語を記す體裁をとっている。従つて②の本文も③に從つて七節に區分することが可能である。以下、便宜的に②③を一括して扱い、各節から兩者の重要な主張を抜き出して考察を加えたい。なお以下、尹根壽の語は②、陸光祖の語は③からの引用である。

第一節 尹根壽「本心を默識領悟しさえすれば是非を識別でき、是を行ひ非を去ることができるという貴説に對しては、どうしても納得がいかない。それでは全く涵養致知の工夫を行わずして突如として悟る、ということになつてしまふ。」

第二節 尹根壽「人には本然の本心が固有されているとはいへ、それは氣稟の清濁や私欲によつて損なわれてしまふ。そのような心で悟つたとしても、それは欲を認めて理となし賊を認めて子となすようなもの。その所謂本心も、天命の性には非ざるものだ。これはまさに古人の所謂心は見ても性は見ないというものであつて、禪家の頓悟と同斷である。」

「本然の性」と「氣質の性」を峻別し、人間が現實に備えている性（氣質の性）は氣稟の精粗清濁等の影響を蒙るが故に本來の十全さ（本然の性）を喪失してゐる、と見なすのは、朱子學の基本テーゼである。⁽¹⁰⁴⁾「認欲爲理、認賊爲子」とは、そのような不完全さをはらんだ「心」（氣質の性）を安易に「性」（本然の性）と等置する見解を批判するものに他ならない。なお右に引用された「有見於心、無見於性」は羅欽順（一四六五—一五四七）の語である。⁽¹⁰⁵⁾

第三節 尹根壽「居敬窮理の工夫を缺いたままで頓悟し、自己一己の見解を信じて天下の是非を定めようとする。そのようにして下された是非の判斷は妥當性を缺き、その判斷に基づいて爲された行動は必ずや猖狂自恣に陥り、準則を缺落したものとならう。宰豫が短喪（三年の喪を一年に短縮すること）を妥當としたのは（論語）「陽貨」、非を是と誤認したものである。子路が正名を迂遠としたのは（論語）「子路」、是を非と誤認したものである。彼らにしても自己の内心に照らして確信を持つて是非の判斷を下したのであるが、結果的には理を明らかにし得なかつたのだ。彼らのような聖門の

俊秀でさえ、こうした誤謬を犯すのである。ましてや單に頓悟を頼みとし自己胸臆の判斷に任せて行動するならば、その誤謬はいかばかりであろう。」

陸光祖「天下の人心は我が心に他ならず、天下の是非は我が是非に他ならない。もしも是非を定めるに際して自己本心に依據しないとすれば、それは目盛りのない秤や尺度で輕重長短を量るようなものである。宰豫が短喪を妥當としたのは、その本心を失っていたからに過ぎない。子路が正名を迂遠としたのも、その本心を失っていたからに過ぎない。」

陸光祖のいう「本心」は、そのまま「良知」に置き換えることができる。自己の良知による體認を缺如するのは、目盛りのない秤で輕重を量るようなもの、とは王守仁の語に他ならない。⁽¹⁰⁶⁾そして良知の下す「我之是非」に絶對的信を置くのは、良知心學の眼目である。⁽¹⁰⁷⁾ただし、朱子學の立場(尹根壽)からすれば、「一己之見」は畢竟するに單なる「胸臆」に過ぎず、その下す是非の判斷の妥當性を擔保するもの等、何も存在しないのである。

第四節 陸光祖「私が人心即道心と述べたのも、世儒が自己の本心及び天下の人心に信を置くことができず、心外に道を求めようとするからに他ならない。心外に道を求めれば求めるほど、道から遠ざかり道を失ってしまうことになる。」

自己の心が十全なる良知を具有していること、同様に天下の人心が十全なる良知を具有していること。それを眞實として肯定するかどうかは、結局のところ、個々人の「信」に歸着する問題である。⁽¹⁰⁸⁾そして事柄が「信」に歸着する以上、それはまさしく價值觀の問題であつて、兩者の價值觀に絶對的な懸隔がある以上、尹根壽と陸光祖の問答は平行線をたどる他なかったのである。

第五節 陸光祖「王陽明先生は百歳の後に興起し、致良知の三字を掲げ、過去の聖人を繼承して新たな學問を切り開いた。その立場は揺るぎなく正しい。」

第六節 陸光祖「我々の本心は即ち釋氏の本心であつて、その心に區別があるわけではない。ただ釋氏には事理を遺棄して専ら心を求めるといふ缺點があるに過ぎない。もしも釋氏と同じになることを嫌うあまり、本心を捨て置いてこれを

學ばないとすれば、それは噎ぶに懲りて食を廢するというものである。」

④「答陸學正書」

④は①―③の問答を承けて執筆されたものであり、わずか二行の短文である。尹根壽は「朱陸の異同についてのあなたの主張に對して私は結局のところ納得がいかないし、これ以上この問題であなたを煩わそうとも思わない。」と述べ、事實上、問答の打ち切りを通告している。書翰の短さには、平行線をたどった陸光祖との問答に關する徒勞感や陸光祖に對する失望感が表れていると言えらるだろう。

⑤「附陸學正書」⑥「又答陸學正書」

陸光祖「學問には祕訣があり、師から直接口授傳授されぬ限り自力で悟ることはできない。我が大明には聖人がおり、その徳は伏羲・黃帝に等しくその道は孔子・孟子に等しい。今その人物は既に亡いが、その門徒はなお在世し、その學問も滅絶していない。もしも彼らのもとを訪れて虚心に尋ねてみるならば、あなたの學問に一大裨益をもたらすことであろう。もつとも私自身は蒙昧無知であつて、その任ではない。」⑤

尹根壽「學問には祕訣があり云々は、誠に至論ではある。但しあなたの所謂聖人とは、一體誰を指すのか。中原の文獻には、（北宋南宋を通して）程朱の嫡傳がある。⁽¹⁰⁾しかし我々海外の卑賤な地に住む者にとつては、直接に師のもとを訪れて叱正を請う術がなく、ただ慨嘆するばかりである。ただ陽明致良知の學は、氣を理と誤認するものであつて、道を得てはいない。私はその學を直接傳授されなかったことをむしろ幸いとし、決して残念には思わないのだ。」⑥

「認氣爲理」とは先の「有見於心、無見於性」②第二節に照應し、「心」(氣)と「性」(理)を峻別し得ずに混同し同一視する立場を指す。陸光祖が尹根壽に對し、陽明學についての理解を深めるように慫慂するのに對して、尹根壽は明確

にこれを拒絶している。ここにおいて朱陸の異同をめぐる兩者の論争は完全に決裂した。

⑦「與陸學正問目附答」⑧「答陸學正問目」

⑦は尹根壽による二十五條から成る質問とそれに對する陸光祖の回答を収める。内容は『文公家禮』に關する疑義（一六條）、「郎當」（八條）「八字打開」（二〇條）「巴鼻」（二一條）「杜撰」（二二條）「沒頭腦」（二三條）等の俗語・成語に關する質問等、多岐雜多にわたる。⑧は逆に陸光祖から尹根壽に對して爲された三條から成る質問項目とそれに對する尹根壽の回答である。第一條は朝鮮にあつて孝悌節義などの徳義において著名な人物、及び孔孟箕子以來の學問の傳承者について、第二條は八道それぞれの産業物産風俗等について、第三條は朝鮮の科擧制度についての質問である。

既に述べたように「朱陸論難」の議論は⑥における決裂を以て實質上は終了しており、⑦⑧は兩者が朱陸論・朱王論の問題を全く離れて、平素の疑問を互いに相手に投げかけた内容となっている。

以上に見られる通り、「朱陸論難」は實質的には朱王の是非をめぐる論争であり、それぞれが朱子學及び陽明學を是とする立場に立つて相手を論難する内容となっている。兩者の議論は最後まで平行線をたどつたままで、互いの問答を通して部分的にせよ自己の認識を新たにするような機縁となることもなく、決裂を以て幕を閉じたのである。

3

宣祖朝の時代、赴燕使として訪中した朝鮮人士が當地の中國人士と朱陸朱王に關する問答を交わし、あるいは壬辰倭亂（丁酉再亂（一五九二）一五九七）に際して來朝した中國人士が當地の朝鮮人士と朱陸朱王に關する問答を交わす、といった事例は少なからず記録に残されている。⁽¹⁰⁾

①宣祖二年（隆慶三、一五六九）聖節使書狀官柳成龍

柳成龍『西厓集』「年譜」隆慶三年條、「西厓柳先生行狀」（影印標點韓國文集叢刊、第五二冊）

②宣祖七年（萬曆一、一五七四）聖節使書狀官許筠

許筠『荷谷集』「朝天記」（影印標點韓國文集叢刊、第五八冊、また『燕行錄全集』第六・七冊所收）

③宣祖十五年（萬曆十、一五八二）詔使黃洪憲・王敬民

李珥『栗谷全書』卷三十四「年譜」萬曆十年壬午、四十七歲條（影印標點韓國文集叢刊、第四五冊）

④宣祖二十六年（萬曆二十一、一五九三）經略朝鮮宋應昌

李廷龜『月沙集』卷十九・二〇「大學講話」上下（影印標點韓國文集叢刊、第六九冊）

⑤宣祖二十六年（萬曆二十一、一五九三）經略贊畫袁黃

成渾『牛溪集』「年譜」萬曆二十一年癸巳（五十九歲）正月條（影印標點韓國文集叢刊、第四三冊）

①と②は燕行使が中國を訪れた際のもの、③④⑤は中國人士が朝鮮を訪れた際のものであり、記録はいずれも朝鮮側によるものである。これらの問答においてはいずれも、中國人士の側は陸王學を尊崇是認するのに對して朝鮮人士の側は陸王學を否定して程朱學を固守する、という對照對立の構圖が示されている。本稿で取り上げた明宗二十一年（嘉靖四十五、一五六六）の赴燕における尹根壽と陸光祖の問答は、時期的にもこれらの事例とほぼ重なるものであり、またその議論における對立の構圖自體、これらとほとんど同工異曲のものであって、その限り、格別に目新しいものではない。

ただ筆者は少なくとも以下の四點において、「朱陸論難」の資料的價值を認めたいと考える。

（１）上記①～⑤のうち、當該の箇所（朱陸・朱王をめぐる問答の内容を傳える部分）は、いずれも比較的簡略かつ斷片的なものに過ぎない。それに比して「朱陸論難」は既に見た通り、量的にも質的にも非常にまとまった内容を備えており、かつこの種の文獻資料の中では恐らく最初期に屬するものである。従つて中・朝兩國人士間の朱陸論争・朱王論争の實態

を具體的かつ詳細に今日に伝えてくれるものとして、「朱陸論難」はまづもって高い學術的價值を有する。

(2) 朝鮮における陸王學批判は、陽明學傳來の當初から既にして見られるものである。⁽¹¹⁾ただし朝鮮において陸王學を異端視する風潮が一般化するののは、李滉晩年による陽明學批判以降のことであるとされてきた。⁽¹²⁾李滉には「白沙詩教傳習錄抄傳因書其後」「傳習錄論辯」の著作がある(いずれも『退溪集』卷四十一、影印標點韓國文集叢刊、第三〇冊)。これらの著作に紀年はなく、李滉の「年譜」はこれを嘉靖四十五年(明宗二十一年、李滉六十六歳)に繫年している。⁽¹³⁾これらの二著作の執筆時期は今のところ特定し得ないが、假に六十六歳説を採るとすれば、奇しくもそれは「朱陸論難」と同一年次に當たる。いずれにせよ「朱陸論難」は、二國人士間における論争の書という要素を假に捨象するにせよ、そもそも朝鮮における陸王學批判の書としても最初期の部類に屬する資料だということになるのであって、その意味でも資料價值がある。

(3) 金吉煥『韓國陽明學研究』は、李滉による陽明學批判に關して大略以下のように述べている。⁽¹⁴⁾李滉の「傳習錄論辯」は、王守仁の「心即理説」と「知行合一説」とを批判しているが、「致良知説」に對しては言及がない、即ち李滉は『傳習錄』全體を見ずに陽明學を批判していたことになる(二十五頁)。「致良知説」までを含めての批判が展開されるのは、李滉門下の柳成龍に至つてからである(二十七―二十八頁)。なお右にいう柳成龍による「致良知説」批判とは、「王陽明以良知爲學」(『西厓集』卷十五)を指す。ところで既に見られた通り、「朱陸論難」には既にして明確に「致良知説」批判の言辭が存在した。柳成龍「王陽明以良知爲學」の執筆時期は特定し得ないものの、「朱陸論難」は本格的に「致良知説」批判を行った朝鮮最初期の文獻という意味でも資料價值を持つ。

(4) 陸光祖に關する一次資料(『陸莊簡公遺稿』)には、陸光祖の王守仁や王畿に對する尊崇敬仰の念や王畿との交流の事實等に關しては確認し得るものの、その陽明學信奉の内實を具體的に示す資料は全くと言っていい程殘されていなかった。尹根壽「朱陸論難」は陸光祖側の一次資料の缺を補い陸光祖思想の一端を今日に伝えてくれる點でも、少なからぬ資料的價值を有すると言ふことができるだろう。

おわりに

陸光祖は憨山德清・紫柏達觀・雲棲株宏らの僧侶達と直接の交流を持つとともに、趙貞吉・汪道昆・曾同亨らの士人達とも出世の念や佛敎學について語り合っている。また王守仁や王畿に對して深い尊崇敬仰の念を示すとともに、李世達と圖つて王畿を講會に招聘し、謝廷傑や王敬所とともに陽明書院の復興に盡力していた。佛敎信仰にせよ王學信奉にせよ王守仁の顯彰にせよ、陸光祖の思想は、その思想傾向を一定程度共有し得る周邊人物が存在し、そのような人的廣がりの中に位置を占めるものであつた。

またその陸光祖の「吾人之本心、即釋氏之本心、其心非有二也。」「若嫌于同釋、遂舍却本心而不學、是因噎而廢食也。」（『朱陸論難』③第六節）という語が端的に示すように、陸光祖にあつては、儒と釋とに對して、あるいは儒家中の程朱學と陸王學とに對して、正統と異端を峻別し關邪崇正の態度を堅持するといった護敎的意識は、恐らく極めて稀薄であつたはずだ。そしてそのような陸光祖の學問態度は、陸光祖一個の特殊個別な事例等では決してなく、恐らくは當時中國における學問的風氣の一端を確かに反映するものであつた。

一方の尹根壽はその青年期から晩年期に至るまで、一貫して程朱學を尊崇し陸王學を排斥する立場を採り續けた。「中國の學術は多岐にわたるが朝鮮の學術は朱子學一邊倒である。」とは先にも觸れた張維の述懐であるが、張維の同時代人である陸光祖と尹根壽を一事例として取り上げてみても、張維の發言は當時の中國及び朝鮮の時代思潮の一斑を確かに傳えるものであつたと評することができるだろう。

尹根壽の四度にわたる赴燕のうち、第二回と第三回における奏請の主目的は祖宗の出自や朝鮮王朝成立に係る誣妄を晴らし、そのことを明記した『大明會典』を朝鮮に持ち歸ることにあつた。また第四回における奏請の目的は、兵糧の支援及び王世子（光海君）に對する冊封を中國皇帝から受けることにあつた。宗主國にして大中華たる中國に事えることを餘

儀なくされた朝鮮は、政治的にも軍事的にも文化的にも、常に中國の強い影響下にあった。朝鮮における朱子學に對する絶對的尊崇の姿勢は、そもそもそのような文脈中においてもたらされたものであったはずだ。そしてその中國に陽明學が出現し、やがて中國社會において陸王學が隆盛し始めると、朝鮮人士はむしろいつそう程朱學を純粹かつ強固に信奉することによって、中華の傳統を死守する者としての自負と矜持を抱いたのである。「守仁敢以朱子比楊・墨。凡尊崇朱子者、所當辭而闢之之不暇。尙安忍使其晏然於兩廡之祀乎。」（『文廟從祀議』）という尹根壽の言葉に端的に表れた闢邪崇正の護教的意識も、そのようなメンタリティーの所産に他ならない。魚有鳳「朱陸論難」の「跋」に見られる小中華意識は、恐らく尹根壽自身のものでもあった。

註

- (1) 『明史』卷二二四「陸光祖」。以下の官歴は主としてこの『明史』本傳による。
- (2) 以上の任官の時期等に關しては、主として『陸莊簡公遺稿』卷一の各奏疏を參照した。
- (3) 拙稿「徐階研究」第四章第二節。『富山大學教養部紀要』人文・社會科學篇第二十四卷一號、一九九一年。
- (4) 『明史』卷一九三「嚴訥」、「明史」卷二二四「陸光祖」、前掲拙稿「徐階研究」第五章第二節。
- (5) 『明史』卷二二四「陸光祖」「居正與光祖同年相善、欲援爲助、光祖無詭隨。」
- (6) 曾同亨「陸莊簡公光祖傳」（『獻徵錄』卷二十五所收）、『續藏書』卷十八「尙書陸莊簡公」。
- (7) 『陸莊簡公遺稿』卷六99「又與張太嶽相公」萬曆五年。なお以下の書翰も參照。同卷六97「答王少方中丞」萬曆五年、卷六100「答胡雅齋中丞」萬曆五年。
- (8) 曾同亨「陸莊簡公光祖傳」「公晚秉銓、尤汲汲以引用老成爲事。或謂公曰。公何不登用後進爲將來地。公曰。後進行當有知而用之者。若老成人、漸逼桑榆。不及今柄用、終老巖穴矣。吾何敢先身謀而後國家也。」
- (9) 『罪惟錄』列傳、卷十一下「陸光祖」「及爲冢宰、率汲汲引用老成。或曰。登用後進、可爲將來地。曰。老成逼桑榆、不及今用之、奄忽岩穴矣。吾不敢先身謀而後國家。世稱爲中興吏部云。」「明分省人物考」卷四十五「陸光祖」「當光祖銓也、……一政府爲親知覓一知州缺。光祖屹然不顧。故有稱爲社稷臣者、有稱爲中興吏部者、誠確論也。」
- (10) 荒木見悟「佛教居士としての陸光祖」「名古屋大學中國哲學論集」第三號、二〇〇四年。
- (11) 曾同亨「陸莊簡公光祖傳」「公自少留心內典。然得其精

髓、非世之借此以資譚柄者。」

(12) 『陸莊簡公遺稿』卷六14「與嵯縣周駱峰八十四翁」。

(13) 『陸莊簡公遺稿』卷五3「與張太嶽相公」隆慶六年。

(14) 同前「先皇龍馭上賓、聖主冲年踐祚、而翁適當伊周輔弼之任。開布公誠、求賢報國、旁搜耕釣之士、首及不才。……聞命以來、慚懼交集。」

(15) 同前「但某精神意氣、大異往時。誠恐負翁之舉、以貽翁知人之辱。故進退之計、頗懷憧憬。」

(16) 『陸莊簡公遺稿』卷五25「與趙大洲相公」。

(17) 荒木見悟「趙大洲の思想」『陽明學』第四號、二松學舍大學陽明學研究所刊、一九九二年。

(18) 『陸莊簡公遺稿』卷五73「又與汪南溟司馬」萬曆二年。なお直前の書翰では、政務の閑暇に佛典を味讀する日常が觸れられている。同前72「與汪南溟司馬」萬曆二年「僕官舍寡事、常得打坐閱梵文、甚適。」

(19) 『陸莊簡公遺稿』卷六51「答曾見臺中丞」萬曆四年。

(20) 『憨山老人夢遊集』(『叢書集成』二二七冊、新文豐出版公司)卷十五「與陸五臺太宰」「伏惟、老居士親授靈山附囑、來此末法、現宰官身、匡持像教。數十年來、法門九鼎一絲、唯老居士一身擔荷。山僧居常獨處山林、每感護法深恩、未嘗不涕泗交頤也。」

(21) 『宗統編年』(『叢書集成』一四七冊)卷三十「(萬曆)己丑十七年「沙門眞可募刻方冊大藏」可、字達觀、號紫柏。嘗復楞嚴寺。以大藏京板印購煩難、欲易梵筴爲方冊、便於流通。上首道開法本、慨肩鉅任。馮夢禎・陸光祖等、共相

倡舉、布告天下。今之嘉禾楞嚴藏經是也。」なお紫柏達觀と密藏道開はこれに先立つ萬曆十四年丙戌、方冊大藏經刊刻の相談のため、憨山德清を訪問している。『憨山老人夢遊集』(『叢書集成』一二七冊)卷十九「刻方冊藏經序」「萬曆丙戌秋、達觀大師・密藏開公、遠蹈東海、訪清於那羅延堀、具白重刻方冊大藏因緣。」なお荒木見悟「憨山德清の生涯とその思想」(前掲「陽明學の展開と佛教」所收)頁一四三參照。

(22) 荒木見悟前掲「佛教居士としての陸光祖」。

(23) 『淨土晨鐘』卷十(『叢書集成』冊一〇九)「明蓮池大師諱株宏、杭沈氏。弱冠棲心佛乘。……隆慶辛未、見雲棲山水幽寂、遂結茆終焉。……師獨闢淨土一門、融會三藏、指歸惟心。四方縉白、頂禮聞道者相踵。名公巨卿如陸光祖・張元朴・馮夢禎・陶望齡・虞淳熙・宋應昌輩、靡不心折歸依。」

(24) 『淨土資糧全集』(『叢書集成』一〇八冊)「淨土資糧全集序」「吾友蓮池禪師、得佛心印、弘法東南。所接學人、不論根器利鈍、俱孜孜以淨土爲言。而其高足莊居士、恐楞嚴西行者、勢難前進、乃手集一書而三刻之。特爲漸機同志設大緣法。其終刻者、名曰淨土資糧全集。……居士名廣還、字復眞、端雅有道之士也。明萬曆歲次乙未春三月十日、當湖五臺居士陸光祖識。」この序文は『陸莊簡公遺稿』未收錄。

(25) 同前「慨自唯心淨土之旨不明于世。好異者、往往右禪那而薄往生。蓮池禪師既導其迷津。」

- (26) 『會稽雲門湛然澄禪師語錄』卷四「小參」(「亡續藏經、一二六冊」)「茲者吏部尚書、五臺陸公、受佛附囑、秉護法心、現宰官相、遊娑婆界。……故浙西東一帶佛法、莫有不蒙其力者。」
- (27) 『明史』卷七十四「職官志」三「太僕寺」「初、洪武四年、置群牧監於答答失里營所。……六年、更置群牧監於滁州、旋改爲太僕寺。……三十年、置行太僕寺於北平。……永樂元年、改北平行太僕寺爲北京行太僕寺。十八年、定都北京、遂以行太僕寺爲太僕寺。……其舊在滁州者、改爲南京太僕寺。」
- (28) 『陸莊簡公遺稿』卷一4「南京太僕寺少卿請告疏」「單身就道、已於萬曆元年正月到任訖。」
- (29) 『陸莊簡公遺稿』卷五39「陽明書院示諸生」の題下原注に「陽明先生正德癸酉少卿、先人萬曆癸酉少卿」とある。正德八年癸酉は一五二三年、萬曆元年癸酉は一五七三年。なおこの注は陸光祖の子陸基忠によって附されたものである。
- (30) 以上『龍谿王先生全集』卷二十「鄉貢士陸君與中傳略」
- (31) 『龍谿王先生全集』卷十五「天心授受冊」
- (32) 拙稿「王畿の講學活動」(『富山大學人文學部紀要』第二十六號、一九九七年)「天心の會」の項參照。
- (33) 李世達が右通政から南京太僕寺卿に陞任したのが隆慶六年十二月戊辰、南京太僕寺卿から都察院右僉都御史巡撫山東に陞任したのが萬曆二年四月己未である(年月日は『明實錄』による)。
- (34) 『陸莊簡公遺稿』卷五21「與會見臺太常」萬曆元年「然滁上幽閑、謂是仙吏所居、一快也。復得侍漸菴兄、二快也。」
- (35) 『詩經』小雅「節南山」「彼節南山、維石巖巖。赫赫師尹、民具爾瞻。」
- (36) 『龍谿王先生全集』卷七「南遊會紀」一條「萬曆癸酉、罔卿漸菴李子、五臺陸子、緘詞具舟迎先生爲南滁之會。」同二條「漸菴李子、五臺陸子、偕同志百餘人謁先師新祠、即會於祠中。」以下に李世達や陸光祖と王畿の問答が記されている。なお前掲拙稿「王畿の講學活動」(「南譚會」の條參照)。
- (37) 『龍谿王先生全集』卷十八「讀淵明詩惕然有驚於心因取惜陰名其齋用陶韻酬同志諸公」同詩及びそれに和した陸光祖の詩の全文は、荒木見悟前掲「佛教居士としての陸光祖」に紹介されている。
- (38) 陶淵明詩中の「惜陰」とは、『陶淵明集』卷四「雜詩十二首」の五「憶我少壯時、無樂自欣豫。……古人惜寸陰、念此使人懼。」を指す。
- (39) 『王文成公全書』卷三十二「年譜」一。
- (40) 同前、正德八年「冬十月至滁州」條下「滁山水佳勝。先生督馬政、地僻官閑、日與門人遊遨瑯琊漢泉間。月夕則環龍潭而坐者數百人、歌聲振山谷。諸生隨地請正、踴躍歌舞。舊學之士、皆日來臻於是。從遊之衆、自滁始。」
- (41) 『陸莊簡公遺稿』卷五33「與王敬所中丞」(「萬曆元年」)「時時過陽明先生書院。仰止之間、惕然深省。書院久不葺理、

漸至頽壞。近遇學使謝虬峯公過滁、特爲止留一日、商及可以延此業者。虬峯卽徽州、立田五十畝、爲修祠會友之費。

此方田薄、五十畝一歲所入、僅得數金。虬峯更欲借翁之重、使書院永可存、而來學有所瞻依、道脉因以不墜也。未省何如。『明實錄』隆慶六年九月辛亥「差浙江道御史謝廷傑提調南直隸學政。」「明實錄」萬曆二年三月甲申「南直隸提

(42) 督學政浙江道御史謝廷傑爲大理寺右寺丞。」

(42) 『明實錄』萬曆元年五月戊戌。王守仁的文廟從祀問題及びそれに對する朝鮮側の受け止め方に關しては夫馬進「萬曆二年朝鮮使節の「中華」國批判」(『山根幸夫教授退休記念明代史論叢』(上)汲古書院、一九九〇年)に詳しい。

(43) Hung-Iam Chu, "The Debate Over Recognition of Wang Yang-ming" *Harvard Journal of Asiatic Studies*, vol. 48, no. 1, June, 1988, 拙稿「王守仁の文廟從祀問題をめぐって——中國と朝鮮における異學觀の比較——」奥

崎裕司編『明清はいかなる時代であったか——思想史論集』(汲古書院、二〇〇六年)所收、朱鴻林「王文成公全書刊行與王陽明從祀爭議的意義」(同氏『中國近世儒學實質的思辯與習學』北京大學出版社、二〇〇五年所收)参照。

(44) 『龍谿王先生全集』卷六「答五臺陸子問」「萬曆庚辰春、先生遇五臺陸子於嘉禾舟中。」嘉禾は嘉興府の雅名。

(45) 同前「陸子因學大慧謂若要徑截理會、必須看趙州狗子無佛性話頭。……陸子曰。若要了生死、必須看話頭。若只守定致良知、再得八九十年、也了不得。……公舍不得致良知四五十年、精神流注在此。已有師承、且了世間法、幹經世

事業。若要了生死出世間裏、必須看話頭、方是大超脫。……先生曰。……若要舍致良知、另看箇無字話頭、真是信不及。……子信得良知未深。……蓋師門歸重在儒、子意歸重在佛。……子既爲儒、還須祖述虞周、效法孔顏、共究良知宗旨、以篤父子、以嚴君臣、以親萬民、普濟天下、紹隆千聖之正傳。儒學明、佛學益有所證。」

(46) 尹根壽の傳記資料として申欽「海平府院君月汀尹公神道碑銘」(『象村稿』卷二十六、影印標點韓國文集叢刊、第七二冊)、金尙憲「海平府院君尹公請諡行狀」(『清陰先生集』卷三十七、影印標點韓國文集叢刊、第七七冊)が有る。以下、それぞれ申欽「神道碑銘」、金尙憲「行狀」と略稱する。

(47) 熊化「月汀先生集序」(『月汀集』卷首)「尹子固氏、稍習華語。申欽「神道碑銘」尤嫻於禮、善華語。華使至、公必當之。隆慶丁卯、詔使許國・魏時亮等至境上、而明廟升遐、宣廟卿位。吉凶禮交、事非預講。而公受問禮之任、酬酢如素定者。許使稱之曰。佳士也。」隆慶元年丁卯(一五六七)は明宗二十二年。同年六月に明宗が薨去し、七月一日に宣祖(時に十六歳)が即位している。

(48) 『月汀集』卷四「禦胡方略筭」「臣因念鎮江遊擊吳宗道、於昔年我國被兵時、累次出來。臣適以接待堂上、得數數款接。以粗解華語之故、不假通官、得以通情。」「月汀集」卷五「奉送趙僉樞存性如京序」「余於己丑之行、往見天壇。館夫以余曉華語、親余而指示之曰云々。」「月汀集」卷五「寄吳遊擊宗道書」「輒以粗解之華語、不假傳譯、獲披心

曲、談笑無阻。」「月汀集」卷五「答馮滄洲書」「又得屢承
 阿暎、輒以粗解之華語、不假譯傳、得披心曲、談笑無阻、
 遂成莫逆。」「月汀集」別集、卷四「漫錄」三三條「高彥明、
 譯者也。余出身肄華語。故高有時來見我。」

(49) 「月汀集」別集卷四「漫錄」十六條「余之朝京凡四度。

嘉靖丙寅、以書狀隨朴灌園公而行。其時禮部尚書則高公儀
 也。」「月汀集」卷四「文廟從祀議」「臣於嘉靖丙寅、以書
 狀赴京時、隨例拜聖於國子監而見之。」因みに高儀の禮部
 尚書在任は嘉靖四十五年四月から隆慶三年十一月までであ
 る。

(50) 「朝鮮王朝實錄」明宗二十一年十月十三日庚午「聖節使
 朴啓賢回自京師。」

(51) 「朝鮮王朝實錄」宣祖六年二月二十八日己卯「奏請使李
 後白、尹根壽、書狀官尹卓然、發向中國燕京。」

(52) 申欽「神道碑銘」「癸酉、以奏請副使朝京、辨宗誣。」金
 尙憲「行狀」「癸酉、以奏請副使朝京、辨明宗系誣汚。」「
 月汀集」別集卷四「漫錄」三十一條「癸酉年、余以宗系
 奏請副使、同上使李判書後白、書狀尹漆原卓然赴京。」

(53) 「皇明祖訓」(中國史學叢書34「明朝開國文獻」三、臺
 灣學生書局、一九六六年)「祖訓首章」「一、四方諸夷」條
 「今將不征諸夷國名開列于後」「東北、朝鮮國」雙行注
 「即高麗。其李仁人、及子李成桂、今名旦者、自洪武六年
 至洪武二十八年、首尾凡弒王氏四王。姑待之。」「正德大明
 會典」卷九十六、禮部、朝貢、「皇明祖訓」東北「朝鮮
 國」雙行注「即高麗。其李仁人、及子李成桂、今名旦者、

自洪武六年至洪武二十八年、首尾凡弒王氏四王。姑待
 之。」なお『萬曆會典』卷一〇五、禮部、朝貢、東南夷
 「朝鮮國」條下引く「祖訓」も同文。

(54) 「朝鮮王朝實錄」太祖三年六月十六日甲申。

(55) 「朝鮮王朝實錄」太宗三年十一月十五日己丑。

(56) 「明實錄」嘉靖八年八月十九日壬午「朝鮮國陪臣史曹參
 判柳溥等呈言。本國祖李旦、不係李仁任之後、而皇明祖訓
 及大明會典所載、俱屬仁任。已於永樂及正德間、奏請改正、
 俱蒙允、而迄今尚未行。今幸遇重修會典、乞爲改正。禮
 部以請、上許之。詔開送史館、纂輯據所陳建國本末。」「明
 實錄」嘉靖四十二年九月二十九日甲辰「朝鮮國王李暉復上
 書、辯其先世不出李仁任之後。今續修會典、尚未頒布。其
 本國宗系雖蒙恩釐正、請仍著始祖李旦父李子春之名、庶傳
 信有據。上允其請、令錄附會典本條之末、勅諭暉知之。」
 李暉は明宗。

(57) 「朝鮮王朝實錄」宣祖修正實錄、六年十一月一日丁丑
 「遣奏請使李後白、尹根壽等、乞將宗系弒逆已辨誣等事、
 增入續修會典。蓋皇朝方修續大明會典故也。禮部尚書陸樹
 聲等覆題曰。據稱、宗系各有本源、既與李仁任不同。又謂
 國祖由于推戴、亦與弒王氏無預。在我皇祖之大訓、固得于
 一時之傳聞。在伊裔孫之辨詞、實出於一念之誠孝、宜念其
 世秉禮義、克篤忠勤。依其所請、奉聖旨、該國前後奏辭、
 備細纂入於皇祖實錄內、新會典則候旨續修增入。」

(58) 「明實錄」萬曆十五年一月十五日甲辰「大學士申時行等、
 進重修大明會典。」「明實錄」萬曆十五年六月二十一日己卯

「命禮部刻大明會典、頒行天下。」因みに『萬曆會典』卷首所收の「御製重修大明會典序」の末尾には「萬曆十五年二月十六日」の日付が附されている。

- (59) 『朝鮮王朝實錄』宣祖修正實錄、宣祖二十二年十月一日乙亥、「聖節使工曹參判尹根壽、廻自京師。帝降勅、頒賜會典全部。初、根壽之行、兼爲奏請頒降下詔條所載會典全部。帝特命宣示祕史所載本國世系正本、竝頒賜會典全編、宣勅于皇極門内。」申欽「神道碑銘」に「己丑。宣廟以宗誣未盡雪、會典不卽降、特簡公申奏進賀使朝京。公敷奏明允、誠竭辭達。禮部尙書于愼行見其文、大異之曰。藩邦有人矣。皇上特命宣示內閣祕史所載本國世系正本、竝頒會典全編。宣勅于皇極門内。」

- (60) 金尙憲「行狀」に「先是、兪泓・黃廷彥等亦辨宗誣。雖得准勅而來、然國史改纂、事有至難、許而不遂。至是始乃快觀成書。祖宗二百年深冤至痛、昭雪如日星炳炳、無復遺憾。君子謂、是慶也實由宣廟積誠所感、而公之專對之力居多云。」なお右文中に言及のある黃廷彥（宣祖十七萬曆十二年五月三日～十一月一日）、兪泓（宣祖二十萬曆十五年十月十日～宣祖二十一年萬曆十六年三月二十八日）は、それぞれ奏請使、謝恩使の正使として尹根壽に先だつて赴燕している（括弧内はそれぞれ出發と歸朝を記す『宣祖實錄』の年月日）。『實錄』によれば、黃廷彥は『會典』中の當該改正箇所全文を抄録したものを持ち歸っており、また兪泓は當該改正箇所を含む『會典』一冊を持ち歸っている。

- (61) 『萬曆會典』卷一〇五、禮部、朝貢、東南夷「朝鮮國」

「先是永樂元年、其國王具奏世系不係李仁任之後、以辯明祖訓所載弒逆事。詔許改正。正德・嘉靖中、屢以爲請、皆賜救獎諭焉。萬曆三年、使臣復申前請、詔附史館編輯。今錄于後。」以下に李成桂の世系を記す。なお「春明夢餘錄」卷四〇、禮部、外蕃「附高麗統系」の條參照。

- (62) 『月汀集』附錄「朝天錄」卷首、陸可教「朝天錄敘」に「歲己丑、朝鮮大夫尹子固氏者、奉其王命、獻見天子。因彙其發軔以至輦下所爲詩文若干首、題之曰朝天錄。」敘には「詩文」とあるが『月汀集』附錄所收の「朝天錄」は詩七二首のみを収める。尹根壽の著作は壬辰倭亂等の兵火によつて多くが散佚し、現存するものはその一部に過ぎないという。金尙憲「月汀先生集跋」朴弼周「月汀尹先生別集序」（いずれも『月汀集』所收）。

- (63) 『月汀集』別集、卷四「漫錄」八條「甲午冬、以奏請使如京。與副使崔立之、書狀申敬叔、到薊州。」（崔豈字立之、申欽字敬叔）同、二五條「萬曆二十二年甲午、與副使崔同知豈、以請立世子請兵請糧事如京。」

- (64) 『朝鮮王朝實錄』宣祖二十五年四月二十五日戊午。

- (65) 『朝鮮王朝實錄』宣祖修正實錄、宣祖二十八年三月一日甲戌。

- (66) 『朝鮮王朝實錄』宣祖二十八年一月十五日戊子「賓廳大臣啓曰。伏見奏請使尹根壽書狀、則請封世子事、因禮部題本、未蒙皇上準可、極爲駭悶。此事適與中朝所忌言者相值、故以至於此。」

- (67) ①宣祖三十六年五月十六日辛未（奏請使金信元）、②宣

祖三十六年十二月七日戊子（謝恩使南璫）、③宣祖三十七年閏九月十四日辛卯（奏請使李廷龜）、④宣祖三十七年十一月二十五日辛丑（大明禮部）等の條が、奏請不許可の記事を掲載している（いずれも『朝鮮王朝實錄』當該年月日條）。

(68) 前注の①④等の條を參照。

(69) 『光海君日記』即位年二月二日己未。

(70) 『明實錄』萬曆三十六年十月二十六日庚辰「禮部言。朝鮮次子襲封、已經多官勘實。臣部疏請、不啻再三。伏望蚤渙綸音以信令甲。得旨。舍長立少、原非綱常正理。但臨海君既已久廢、光海君臣民共推、情有可亮。且事在夷邦、姑從其便、准與冊封。其差官照隆慶元年例行。」

(71) 以上、小野和子『明季黨社考——東林黨と復社——』頁一七五、一九一以下、三三五參照（同朋舍、一九九六年）。

(72) 『朝鮮王朝實錄』宣祖三十六年十二月七日戊子「時、中朝雖立太子、而皇上意在福王、故我國冊封奏請、正犯所忌、每爲禮部所沮、謂福王就國後來請則可從云。」福王に封ぜられた常洵が實際に王府に赴く（就國、之國）のは、萬曆四十二年三月である。

(73) 申欽「神道碑銘」「少好學、從事於性理之書。如通書・經世書・東西銘・太極圖說、靡不師承。訪退溪李滉、南冥曹植、論朱陸同異、得其印證。退溪稱曰。子固聰穎絕倫、他日造詣必遠。從成牛溪渾、李栗谷珥遊、爲莫逆交。皆稱公文雅、世罕其比云。」金尙憲「行狀」にもほぼ同内容の記載がある。

(74) 『月汀集』別集、卷四「漫錄」一一三條「少時以黃華紙作冊、請法書于退溪先生。先生惟寫卽康節詩。其中一律有云。……他詩率多此意、滿冊皆愛閑不趨名利之語。豈退溪預知我愛官職不肯退之意、而於頂門上加一針耶。又每見牛溪、常勸我休官村居。……豈意年過耆而尚且貪戀不肯退乎。退溪・牛溪俱是有先見而然也。每一思之、爲之赧然。」また『月汀集』卷二には「西湖別栗谷」の詩が收められている。

(75) 前掲拙稿「王守仁の文廟從祀問題をめぐって——中國と朝鮮における異學觀の比較——」。

(76) 『宣祖實錄』宣祖三十三年三月辛酉。

(77) 『宣祖實錄』宣祖三十四年正月辛丑二日。

(78) 『宣祖實錄』宣祖三十四年正月癸亥二十四日。

(79) 「又以薛侃之議、進陸九淵從祀。朱陸之辯、雖未易遽言、而我國既專尚朱子之學、而朱子謂陸子靜分明是禪。今乃進陸於從祀之列、使與朱子並列於兩廡之間、未見其可也。」

(80) 「守仁敢以朱子比楊・墨。凡尊崇朱子者、所當辭而闢之之暇。尙安忍使其晏然於兩廡之祀乎。」

(81) 鄭寅普『陽明學演論』『朝鮮陽明學派』『舊園鄭寅普全集』（第二冊、延世大學校出版部、一九八三年、初出は一九三三年）。

(82) 『谿谷集』附『谿谷漫筆』卷一「中國學術多岐。有正學焉、有禪學焉、有丹學焉、有學程朱者、學陸氏者、門徑不一。而我國則無論有識無識、挾策讀書者、皆稱誦程朱、未聞有他學焉。豈我國土習、果賢於中國耶。曰、非然也。中

國有學者、我國無學者。蓋中國人材志趣、頗不碌碌。時有志之士、以實心向學。故隨其所好、而所學不同。然往往各有實得。我國則不然。齷齪拘束、都無志氣、但聞程朱之學世所貴重、口道而貌尊之而已。不唯無所謂雜學者、亦何嘗有得於正學也。譬猶墾土播種、有秀有實、而後五穀與稗稗可別也。茫然赤地之上、孰爲五穀、孰爲稗稗者哉。」（影印標點韓國文集叢刊、第九二冊）。

(83) 『河南程氏遺書』卷二上、八九條「學者於釋氏之說、直須如淫聲美色以遠之。不爾、則駸駸然入於其中矣。」

(84) 王守仁文廟從祀決定を記す『國權』萬曆十二年十一月庚寅の條には、詹事講による從祀上請に對して贊否の立場をとった官僚達の名が具體的に列擧されている。それによつて見ても、從祀反對派は江北出身者、贊成派は江南出身者という傾向が明確に看取される。前掲拙稿「王守仁の文廟從祀問題をめぐつて——中國と朝鮮における異學觀の比較——」もつともこのような傾向の存在については、文廟從祀決定以前から既に指摘されていた。許筠『荷谷集』「朝天記」中、萬曆二年八月二十日辛酉「晴。是日、謁國子監……有應天府高淳縣人楊守中號致菴者。……余問守中曰。王陽明之學何如。曰。陽明單說良知、正是僞學。余曰。然則今日何以推崇陽明者衆、至欲舉從祀之典乎。守中及二三監生不記姓名者答曰。此亦非天下之通論。南人皆尊陽明。而北人則排斥之。故從祀之議、今尙未定也。」（影印標點韓國文集叢刊、第五八冊）。

(85) 雍正『江西通志』卷六十九、人物、南昌府「徐即登、豐

城人。萬曆進士。師事同邑都御史李材。當材官滇南時、奏緬捷中蘇御史之議、逮繫獄。即登爲禮部官、暇即獄中受業。……天啓六年卒、年八十有二。」「千頃堂書目」卷一「徐即登易說九卷。字德俊、別號匡嶽、豐城人。李材弟子。萬曆癸未進士。河南按察使。」「李材一人を立傳する『明儒學案』卷三十一「止修學案」には「明宗錄、豐城徐即登獻和著」七條が收録されている。なおここにいう「明宗錄」とは「儒學明宗錄」を指すものと思われる。『明史』卷九十八、藝文志、子類儒家類「徐即登儒學明宗錄二十五卷」。

(86) 『月汀集』別集、卷四「漫錄」「記徐即登排陸學語」「廣東軍門李材字孟誠、號見羅先生、江西豫章人。力排陸學。同里開徐即登、以門人唱和同力、共排陸學。見羅爲時人所忌、遠謫漳州。徐即登以翰林出身、在北京從宦。痛其師非罪遠謫、自願爲福建文提督。……其爲福建文提督時、於處學宮、以木板作屏風、大字題其屏面而刻之曰。」「以下に長文の引用が續く。その末尾近くには確かに「以嗜慾殺身、以虐政殺民、以貨財殺子孫、以學術殺天下後世、士君子不可有此罪過。」との一節がある。ただしこの「漫錄」所載の資料による限り、「以學術殺天下後世」云々は必ずしも王守仁を名指しで攻撃する言葉にはなっていない。

(87) 『明儒學案』卷三十一「止修學案」卷首「見羅從學於鄒東廓、固亦王門以下一人也。而別立宗旨、不得不別爲一案。今講止修之學者、興起未艾、其以救良知之弊、則亦王門之孝子也。」なおこの按語は中華書局本には見えない。今『黃宗羲全集』第七冊（浙江古籍出版社）所收による。李

材の思想的立場については吉田公平「李見羅の思想」(『日本中國學會報』第二十七集所收、一九七五年)を参照。

- (88) 徐即登が陽明學を講ずる人物であったとする資料も存在する。雍正『河南通志』卷五十四名宦「徐即登、字匡嶽、江西人。進士。萬曆三十一年、任陳州兵備。盜靖民安、日集羣弟子講姚江之學、從者甚衆。著有明宗錄等書。」

- (89) 趙存性(字守初、號龍湖、一五五四—一六二八)は宣祖二十六年(一五九三)と光海君四年(一六二二)の二度、赴燕している。金尙憲『清陰集』卷二十七「贈議政府領議政昭敏趙公神道碑銘并序」(影印標點韓國文集叢刊、第七冊)そして尹根壽「奉送趙僉樞存性如京序」冒頭の記述から、當該の赴燕は趙存性二度目のものと判断される。
- (90) 『月汀集』卷二「驪陽君閣令公伯春以奏請副使如京、詩以贈行」第六首「千年正學考亭門、誰致良知反自昏。更囑君行勤訪問、武陵今復闢淵源。」

- (91) 例えば尹根壽と同時代人であった李珥にも以下の発言がある。『栗谷全書』卷三十一「語錄」上、二七〇條「王守仁則以爲朱子之害甚於洪水猛獸之禍。其學可知。而中朝至乃從祀於聖廟云。中朝之學、可知。」またこれより先、中國において王守仁を文廟に從祀する動きがあるとの情報を得ていた許筠は萬曆二年、自ら願ひ出て燕行使に加わり、中國における陽明學評に關する實地見聞を企圖した。許筠が出會った中國人士の多くは陽明學に對して肯定的であり、許筠はそのつど、深い失望の念を抱くことになる。夫馬進前掲「萬曆二年朝鮮使節の「中華」國批判」参照。

- (92) 『月汀集』別集、卷四「漫錄」三三條「曾於丙寅年赴京、問康節生薑樹上生之說於國子學正陸光祖。言此乃中朝俗諺也。」なお「生薑樹上生」をめぐる陸光祖との問答は「朱陸論難」の⑦「與陸學正問目附答」に收録されている。

- (93) 徐敬德「花潭先生文集」卷三「年譜」明宗二十一年丙寅條「尹月汀根壽奉使如京師。時陸公光祖爲國子學正、問本國有能知孔孟心法箕子疇數者乎。尹公乃以先生及寒暄・靜菴諸先生對。」(影印標點韓國文集叢刊、第二四冊)。

- (94) 「至于能知孔孟心法箕子疇數者、一一記其住居某處姓名實事。」という陸光祖の語を挙げた上で、崔致遠以下十六名の名とその略歴とが記されており、そこには確かに金宏弼・趙光祖・徐敬德の三名も含まれている。

- (95) 『陸莊簡公遺稿』卷一4「南京太僕寺少卿請告疏」(嘉靖四十四年回籍。隆慶六年十月初八日起補前職。竊念臣罪廢八年。」同卷五6「答張肖甫中丞」(隆慶六年)「臣……野臥七八年。」同卷五8「答陳心穀吏部」(隆慶六年)「比僕野居八載。」

- (96) 「朱陸論難」③「附陸學正答書」の末尾には「大明國子監學正陸光祖敬復」との記載があり、國子監學正が尹根壽側の傳文の誤りではなく陸光祖の自稱であったことは確認できる。

- (97) 『陸莊簡公遺稿』卷首、張延登「陸莊簡公遺稿序」(「公平生著述甚富。沒後不戒于火、公子工部君、收拾殘缺、僅得若干卷、名曰遺稿。」同卷一2「濬縣知縣奏水患異常厚加蠲恤疏」末尾陸基忠識語「蓋先人書樓、不戒於火。凡所

存古今書籍、一燎而盡。雖殘篇斷簡、亦不可得。言之痛心。今此稿、皆從親友處錄來。故需遲至今、亦未能全耳。男基忠識。」

- (98) 『河南程氏遺書』卷二十一、七條「書言天敘天秩。天有是理、聖人循而行之、所謂道也。聖人本天、釋氏本心。」

- (99) 『朱文公文集』卷三十「答張欽夫」「且如釋氏拈拳豎拂、運水般柴之說、豈不見此心、豈不識此心。而卒不可與入堯舜之道者、正爲不見天理而專認此心以爲主宰。故不免流於自私耳。前輩有言聖人本天、釋氏本心、蓋謂此也。」

- (100) 「心」を直截に肯定する釋氏の立場とは、さしあたり馬祖道一（七〇九～七八八）や黃檗希運など洪州禪の存在を想起しておけばよいだろう。「即心是佛」「即心即佛」は彼らの語録に頻出する。入矢義高『馬祖の語録』（禪文化研究所、一九八四年）、入矢義高『傳心法要・宛陵錄』（筑摩書房、一九七九年）参照。

- (101) 朱熹『中庸章句』序「必使道心常爲一身之主、而人心每聽命焉、則危者安、微者著、而動靜云爲、自無過不及之差矣。」「傳習錄」上、十條「愛問。道心常爲一身之主、而人心每聽命。以先生精一之訓推之、此語似有弊。先生曰。然。心一也。未雜於人謂之道心、雜以人僞謂之人心。人心之得其正者即道心。道心之失其正者即人心。初非有二心也。……今日、道心爲主、而人心聽命、是「一心也」。

- (102) 『傳習錄』上、一一七條「梁日學問。居敬窮理是兩事。先生以爲一事、何如。先生曰。……公且道居敬是如何、窮

理是如何。曰。居敬是存養工夫、窮理是窮事物之理。曰。存養箇甚。曰。是存養此心之天理。曰。如此亦只是窮理矣。曰。且道如何窮事物之理。曰。如事親、便要窮孝之理。事君、便要窮忠之理。曰。忠與孝之理、在君親身上、在自己心上。若在自己心上、亦只是窮此心之理矣。」

- (103) 「反覆誨示、多荷不鄙。然終與程朱學問、大段相反。異同之論、非立談之間所能究也。請別有所問。」

- (104) 朱熹『大學章句』序「蓋自天降生民、則既莫不與之以仁義禮智之性矣。然其氣質之稟、或不能齊。是以不能皆有以知其性之所有而全之也。」

- (105) 羅欽順『困知記』卷上、五條「釋氏之明心見性、與吾儒之盡心知性、相似而實不同。……釋氏之學、大抵有見於心、無見於性。」「困知記」附錄「答允恕弟」己丑夏「心性之辨既明、則象山之學術、居然可見。……象山之學、吾見得分明是禪。……以余觀之、佛氏有見於心、無見於性。象山亦然。」

- (106) 『傳習錄』卷中「答周道通書」第四節「若不就自己良知上真切體認、如以無星之稱而權輕重、未開之鏡而照妍媸、……自己良知原與聖人一般。若體認得自己良知明白、即聖人氣象不在聖人而在我矣。」

- (107) 『傳習錄』卷中「答羅整庵少宰書」「夫學貴得之心。求之於心而非也、雖其言之出於孔子、不敢以爲是也、而況其未及孔子者乎。求之於心而是也、雖其言之出於庸常、不敢以爲非也、而況其出於孔子乎。」

- (108) 『傳習錄』卷下、七條「在虔與于中謙之同侍。先生曰。

人胸中各有箇聖人、只自信不及、都自埋倒了。因顧于中曰。爾胸中原是聖人。于中起不敢當。先生曰。此是爾自家有的。如何要推。」『傳習錄』卷下、一二二條「我今信得這良知真是真非、信手行去。更不著些覆藏。我今纔做得箇狂者的胸次。使天下之人都說我行不掩言、也罷。」

(109) 黃榦『勉齋集』卷三十六「朱先生行狀」「先生姓朱氏、諱熹、字仲晦。……自韋齋先生得中原文獻之傳、聞河洛之學、推明聖賢遺意。」韋齋は朱熹の父朱松。

(110) 以下のうち②に關しては夫馬進前掲「萬曆二年朝鮮使節の「中華」國批判」、③④⑤に關しては李能和「朝鮮儒界之陽明學派」「朝鮮儒者與明人論學術此主程朱彼主陸王」(『PEH 學叢』第二十五號、一九三六年)、尹南漢『朝鮮時

代 陽明學研究』頁一八一—一九四(集文堂、一九八二年)參照。

(111) 金世弼『十清軒集』卷二「又和訥齋」「紫陽人去斯文喪、誰把危微考舊聞。學踏象山多病處、要君評話復云云」(影印標點韓國文集叢刊、第一八冊)この詩は一五二二年の執筆であり、朝鮮における『傳習錄』初傳を示す資料とされている。吳鐘逸「陽明傳習錄傳來考」(『哲學研究』第五輯、高麗大學校哲學會、一九七八年)。

(112) 前註吳鐘逸論文參照。

(113) 『退溪集』「年譜」卷二、當該年條(影印標點韓國文集叢刊、第三二冊)。

(114) 一志社、一九八一年。

well. The reports of Joseon embassies on their return noted continual delays due to clerical difficulties in the office charged with the printing, but the Songjolsa envoy Nam Hyo-ui 南孝義 was able to view a portion of the *Huidian* due to the goodwill of preface staff in the 10th month of the 28th year of the reign of Chungjong. It is certain that it was the preface staff that cooperated with the Joseon embassy, but in addition there is a list of bribes used by Nam Hyo-ui to collect information, and he also returned with letters from officials of the Grand Secretariat demanding gifts. This can be seen as an example of the bribery-plagued government of the Jiajing era of the Ming dynasty. Thereafter, the Joseon government persistently strove to influence the revision of the royal lineage through unofficial negotiations and gifts of bribes to officials of the Ming government.

YUN GEUN-SU AND LU GUANGZU : ARGUMENTS BETWEEN CHINESE AND KOREAN INTELLECTUALS IN THE ZHU-LU DISPUTATIONS

NAKA Sumio

Yun Geun-su 尹根壽 was involved in arguments with Lu Guangzu 陸光祖 over the differences between the Zhu and Lu 朱陸 (or Zhu and Wang 朱王) schools in the 21th year of the Myeongjong 明宗 era (Jiajing 嘉靖 45 or 1566) during his mission to Beijing as Bu-yeon envoy 赴燕使. The contents of the arguments are recorded in the “Zhu-Lu ron-nan” 朱陸論難 chapter of the *Ueol-jeong jip* 月汀集.

Yun Geun-su argued from a position firmly grounded in the school of Zhuxi and criticized the Lu-Wang school. In contrast, Lu Guangzu took the opposite side, affirming the Lu-Wang school and criticized the school of Zhuxi. During the reign of Seonjo 宣祖 in the period between the Japanese invasions of the Im-sin oeran 壬辰倭亂 and Jeong-yu jae-ran 丁酉再亂, there were some who came from China to Joseon and who had been involved in Zhu-Lu or Zhu-Wang disputations, and there were also those who gone to China from Joseon as Bu-yeon envoys who had participated in similar disputes with those from the Chinese side. They included (1) Yu Seong-ryo 柳成龍, who was the Seo-sang goan 書狀官 (official secretary) of the Seong-jeol sa 聖節使 embassy of the second year of the reign of Seonjo (1569), (2) Heo-bong 許篈, who was the Seo-sang goan of Seong-jeol sa embassy of seventh year of the reign of Seonjo (1574), (3) Huang Hongxian 黃洪憲 and Wang Jingmin 王敬民 who were emissaries in the 15th year of Seonjo

(1582), (4) Song Yingchang 宋應昌, who was Jinglüe-Chaoxian 經略朝鮮 in the 26th year of the reign of Seon-jo (1593), and (5) Yuan Huang 袁黃 who was Jinglüe zanhua 經略贊畫 in the 26th year of the reign of Seon-jo (1593). In each of these cases a common pattern is visible: those from the Chinese side displayed their admiration of the school of Lu-Wang and those from the Joseon side had absolute faith in the school of Zhuxi and rejected Lu-Wang thought.

In this respect, the “Zhu-Lu ron-nan” was exactly the same. However, the “Zhu-Lu ron-nan” recorded what was among the first disputations on the Zhu-Lu schools between the two countries, and it was also superior in terms of the quality and quantity of its contents. In addition, it was, along with the work of I-hoang 李滉, one of the earliest critiques of the Lu Wang school in Joseon. Moreover, Lu Guangzu was a top official, who served as Minister of Ministry of Personnel 吏部尚書, and although he was an important figure in the political history of the Ming, little light has been shed on the content of his thought. In his secondary collection known as the *Lu Zhuang-gong yigao* 陸莊簡公遺稿 one sees fragmentary evidence that indicate a relationship with Buddhist thought and that of Wang Yangming, but the truth of his belief in the Yangming school is unclear. On the basis of the existence of the Joseon source “Zhu-Lu ron-nan,” it has become possible to elucidate the theoretical position of Lu Guanzu. For this reason also the value of the “Zhu-Lu ron-nan” is particularly high.

HONG DAEYON'S JOURNEY TO BEIJING IN 1765 AND THE JOSEON EMBASSY TO JAPAN OF 1764, FOCUSING ON THEIR EX- PERIENCES OF CHINESE AND JAPANESE PASSION

FUMA Susumu

The journey of Hong Daeyon 洪大容 to Beijing in 1765 was of epoch-making significance in the scholarly and cultural relations between Joseon and Qing China. It was only thereafter that relations between intellectuals from the two countries, which had been sundered for 110 years, were revived. That which most shocked intellectuals of Joseon was problem of “the passions,” which Hong Daeyon took up in his *Ganjeondong pildam* 乾淨衙筆談, where he recorded his written exchanges with Chinese intellectuals.

Hong Daeyon had sought a partner to debate the issue within Joseon, but he